



002873-000-0

特28-145

日露戦争記念史

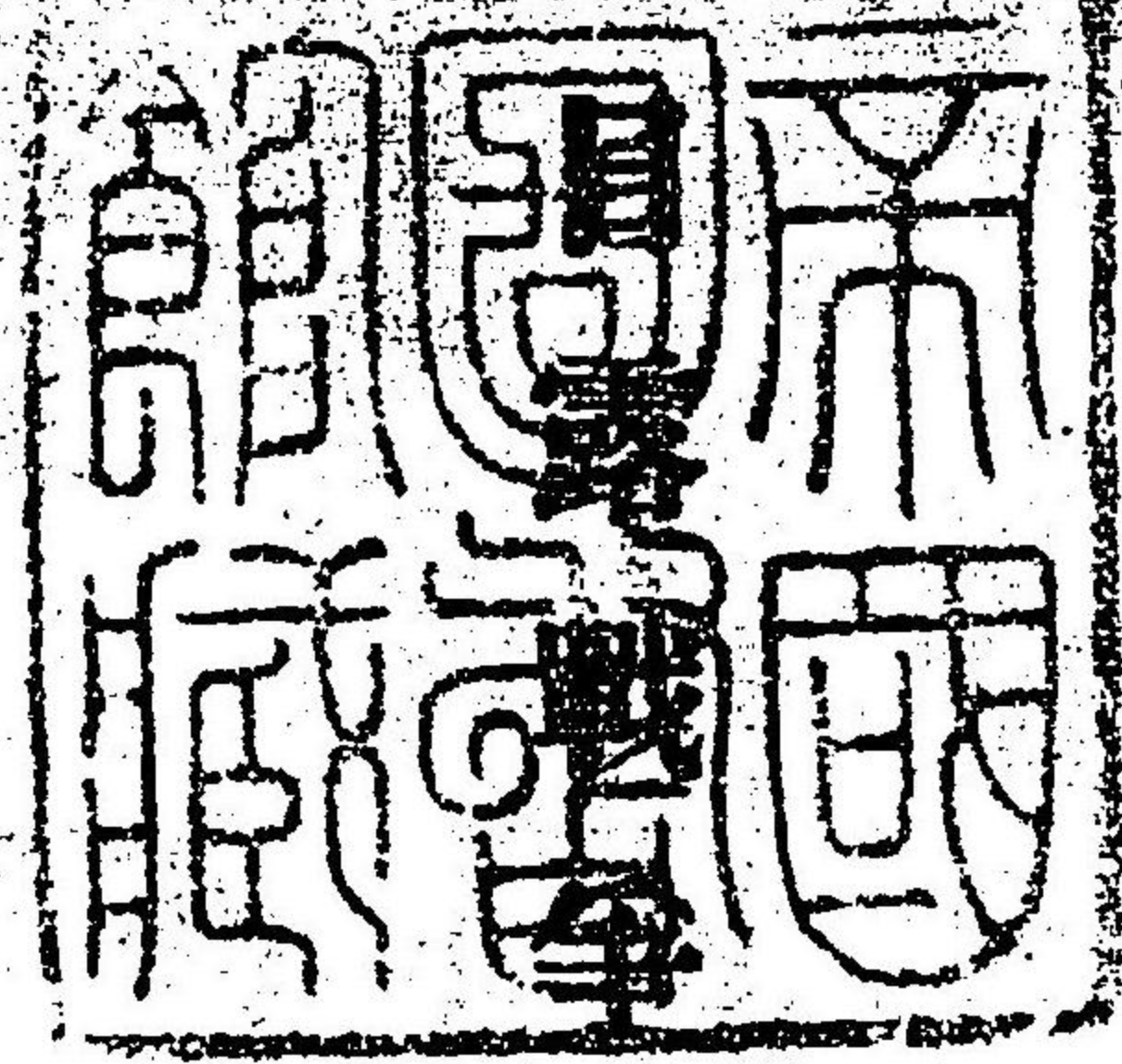
大日本日露戦争記念会／編

M39

ACB-6423



特28
145

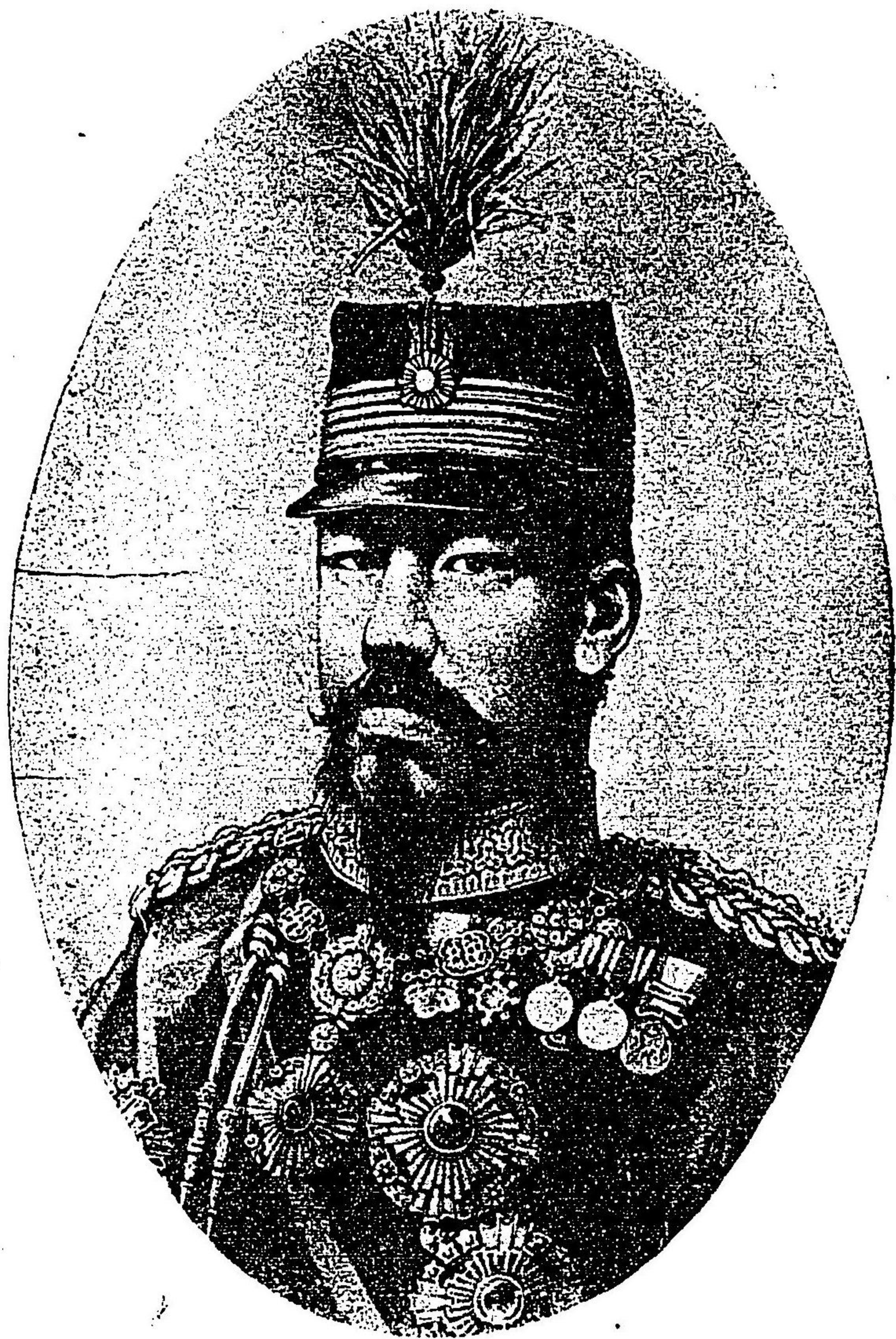


大元帥陛下御真影御像
滿洲軍總司令官大山元帥像
聯合艦隊司令官東鄉大將像
大日本日露戰爭紀念會編述

紀念史

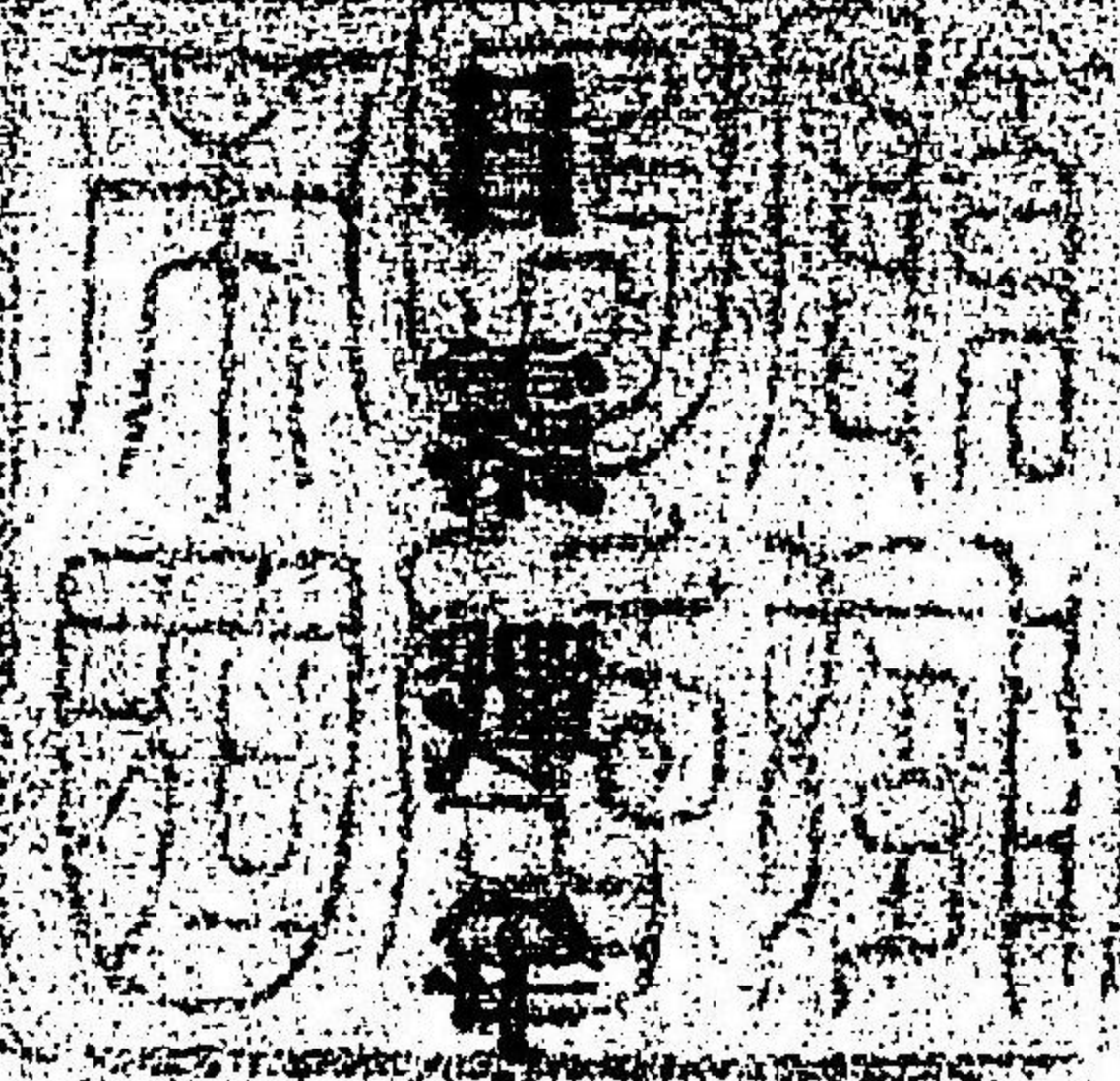
大日本日露戰爭紀念會發行





大元帥陛下

大日本日露戰爭紀念會
 聯合總司令部官東嶽大將軍
 副將軍總司令部官大山元帥
 大元帥陛下閣下



紀念典

大日本日露戰爭紀念會發行





侯巖山大將大軍陸官令司總州滿
FIELD MARSHAL OYAMA



緒言

露國の東洋に垂涎するや久矣、昔に今日始まるに非
るなり、彼のペートル大帝以來、歴代の帝王は皆能く
東南經營の遺志を繼承し、譎詐百端、術數到らざるな
く、苟も機の乘すべきあれば、巧に之れを捉へて更に
逸することなし、露國は元來正義道德の觀念に乏し
く、彼れは實に其邦家の体面を犠牲に供しても、其併
呑侵略の非望を逞ふせん、と欲するものなり、彼れは
土耳其を蠶食し、バルガン半島を経畧し、一轉して英

國の寶庫とも稱すべき印度を衝かんと欲し、再轉して西比利亞鐵道を企劃し、旅順大連の不凍港を得、漸次東南侵畧の基礎を固めつゝあり、旅順大連の不凍港を得、西比利亞鐵道の完成を告ぐるや、彼は必ず東洋亞細亞を以て彼れが藥籠中の物と思意したるをらん、今回の日露戦争にして荏苒今數年を経過したらんには、勝敗の數未だ知るべからず、我邦如何に強勇なりと雖も、旅順大連を根據となし、數百の艦艦を以て四方八面より壓迫し來らんには、恐くは防禦の

術に困難なるべし、苟も我邦にして一旦彼れに雌伏せん乎、唇亡ひて齒寒く、支那朝鮮は手を濡ふさずして彼れに併吞せられんのみ、幸にして開戦機を失せず、彼れが準備を完成するに至らず、特に將士の忠勇義烈なる連戦連勝威武を宣揚し、彼れをして窮蹙爲す所を知らず、終に講和の締詰するの止むなきに至らしめたり、嗚呼亦盛なりと云ふべし、講和の條件に關しては、國內種々の攻撃非難ありと雖も、滿は損を招き、盈は缺くるの初めなり、越王の吳王に苦しめ

四
らるゝや、臥薪嘗膽の覺悟なくんは何を以て能く會稽の耻辱を雪くを得んや、奸黠なる三國同盟に、遼東半島の還附を餘義なくせられたる、我國民か悲憤慷慨夢に鯨鯢を切るの烈誠なくんは、何を以て能く、今回の大勝利を博するを得んや、由是觀之講和條件の不満足なるは却て我國民の敵愾心を興起し、國力を發展するの基礎なるならんや、我大日本日露戦争紀念會に於て數多の著名なる學士と親しく砲烟彈雨の間に慘憺たる苦辛を試みられたる、名譽なる軍

人諸氏を會し、日露戦争紀念史編纂の舉あり余の不肖亦其の編纂員の席末を汚すを得たり、依て茲に一書を附記すと云爾、

明治三十八年十二月下浣

朴堂 根本隆 治識

日露戦争紀念史

目次

緒言	一
第一編 日露戦争發端史	一
第一章 露國の侵略主義	一
第二章 日露交渉顛末	三
第三章 宣戰の詔勅	三三
第二編 陸戰史	一八
第一章 七星門外の衝突及其他の戰	一八
第二章 鴨綠江及九連城の戰及其他の戰	一八
第三章 遼島半島上陸軍の行動	二〇
第四章 南山得利寺の激戰及其他の戰	二一

第五章 摩天嶺の大逆襲及其他の戦……………二二三

第六章 大石橋の大戦及其他の戦……………二二四

第七章 遼陽の大戦及其他の戦……………二二五

第八章 沙河の大戦及其他の戦……………二二八

第九章 旅順功圍軍の苦戦及陥落……………二二九

第十章 牛莊の敵襲黒溝臺の激戦及其他の戦……………三三六

第十一章 奉天府の大合戦及追撃……………三三九

第十二章 樺太軍の奏功……………三四六

四九

第三編 海戦史

第一章 旅順第一二回の攻撃仁川の海戦及其他の記事……………四四九

第二章 旅順第三回の攻撃と閉塞及其他の記事……………五五一

第三章 旅順第四五六回の攻撃と閉塞……………五五四

第四章 元山新浦の惨事及其他の記事……………五五八

第五章 玄海沖の惨事及其他の記事……………五五九

第六章 旅順の大激戦浦艦隊沈没の沈及其他の記事……………六六一

第七章 ハルチツタ艦隊の殲滅……………六六三

附記三笠艦の災厄……………六六九

第四編 平和克復史……………七三三

第一章 日露兩國全權の會合……………七三三

第二章 平和克復の詔勅……………七三三

第三章 陸海軍に賜りたる勅語……………七三六

第四章 條約批准の詔勅……………七三八

第五章 講和條約の全文……………七三九

第六章 追加條款……………八六六

第七章 日韓條約……………八八

第八章 日清協約……………九〇

第九章 日露談判經過……………九七

目次了

日露戰爭紀念史

第一編 日露戰爭發端史

第一章

露國の侵畧主義

露國は元と僥倖殘虐なる北人と稱する蠻族の一派にして、北海々上に出沒し、海賊を業とせるルス族より出でたるものなり、彼のモスクハ大侯と稱せしイハン三世以來、近國近隣を攻略併呑して、大に國威を發揚し、遂に歐洲強大國の位班に列するに至れり、特にペー
 ー
 大帝は、英邁英雄の資を以て、東南經營の方畧を企劃し、一六八九年土耳其帝國の衰
 運に乗じ、アソフ海地方を占領し、一七〇八年瑞典王カロロ十二世をポルトタバに撃滅し、
 一七二一年ニウスタット條約により、多年渴望したる、バルト海沿岸のイングルマンラン
 とユストランドリウオニア三州の全部、及カレリアの一部を得て、海軍の根拠地となせり、
 尋で東方經營に傾注し、ガムサツカ半嶋を拓殖し、シベリア地方を開發し、兼て内政を改
 良し、海陸軍を盛大にし若々として東南經營の歩武を進行せり、爾來歴代の帝王は能く六

帝の遺志を繼承し、徹頭徹尾、侵略主義を斷行し、ニコラス第一世は名を希臘の獨立に藉りて、土其の勢力を挫き、遂に黒海によりて自由に通商するを得るに至れり、其後一八四〇年の英清間に於ける、鴉片戦争を利用して、巧みに清國の歡心を買ひ、一八五二年に至り、終に清國と通信條約を結び、東南經營の端緒を開けり、アレキサンダル第二世は中央亞細亞に於てキープを遠征し、清國に對しては一八五八年アイゴン條約を締結せしめ、又天津條約によりて黒龍江の左岸を領有し、一八五六年二月七日我帝國に對し水師提督プームヤチンを遣し、我幕府をして下田函館及び長崎を互市場となすの條約を締結せしめ、尋て彼は狡猾陰險の方略を用ひて、終に樺太千島の交換を強行せり、又浦鹽斯德の開發に銳意努力せしが如きも、西比利亞鐵道の大計畫を斷行したるが如きも、皆東南經營の目的に出でたるものなり、然るに露國に於て尤も必用なるは、東洋に於て一の良好なる不凍港を得るにあり、浦鹽斯德は冬期數ヶ月間は全く氷雪に銷さるゝの不便あるのみならず、此所より太平洋に出でんには、我津輕海峽若くは對島海峽を通過せざるを得ず、平時に於

て通商に不便を感ずるは兎も角、戰時に於ては全く囊中の物とせらざるを得ず露國は潛かに其機會の到來を待ちつゝあり、而して其機會は端なくも到來せり、即ち明治二十七八年の日清戦争の終局に於て、彼れは最も敏捷に、又最も巧妙に、其機會を捕捉せり、即ち彼は我國の遼東半島の領有に對し、獨佛二國を煽動して、之れに干渉し、終に幾千忠魂の血と骨とを以て購ひ得たる、遼東半島を還附せしめ、而して遂に彼れは清國を恐喝して、旅順大連の不凍港を得るに至れり、尋て明治三十三年の北清事件を機會として、名を鐵道保護に藉り滿州一帯の地を占領し、殆んど彼れが平素の目的の大半を達せんとするに至れり、其手段の陰險狡猾にして、其方略の巧妙機敏なるは、實に吃驚の外なきなり、然るに日露戦争は彼れが東南經營の方畧に一大打撃を加へ、暴戾非道なる猛鷲の雙翼を切斷したるもの云ふべしなり

第一章 日露交渉顛末

明治三十七年二月八日を以て、小村外務大臣は日露交渉の顛末を發表せり、即ち左の如し、

韓國の獨立及領土保全を維持し併て該島に於ける帝國の優越なる利益を擁護するは帝國の康寧と安全のため緊要欲くべからざるものなり、故に如何なる行爲たるを問はず、苟くも韓國の位地を不安ならしむるものは帝國政府に於て之れを看過すること能はず、然るに露國は其の清國との公約並に累次列國に與へたる保障の存在するにも拘はらず、依然滿洲を占領し、進で韓國境域に於て侵略的行動を敢てするに至れり、若し滿洲にして露國の併呑に歸せん乎、韓國の獨立は素より支ふべからず、故に帝國政府は速に露國と交渉を開き、兩國利害觸接點たる、滿韓兩地に於て相互の利益を友誼的に調理し、以て東亞の和局を恒久に維持せんことを期し、昨年七月下旬露國政府に向て、右の希望を披瀝し、其賛同を求めたるに、露國政府も欣んで之れに同意する旨を回答せり、依て帝國政府に於ては、八月十二日在露栗野公使をして協商の基礎として大要左の如き條件を露國政府へ提出せしめたり、

一、清韓兩國の獨立及領土保全を尊重すること相互に約すること、

二、清韓兩國に於ける各國商工業のために、機會均等の主義を維持することを相互に約すること、

三、露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し、日本は滿洲に於ける鐵道經營に付、露國の特殊なる利益を承認し併て第一項の主義に反せざる限り、上記の利益を保護するため、必に、要の處置を執り得ることを相互に約すること、

四、韓國に於ける改革及善政のため助言、及助力を與ふるは日本の專權に屬すること、を露國に於て承認すること、

五、今後韓國鐵道を滿洲南部に延長し、以て東清鐵道及山海關、牛莊線に接續せしめんとすることあるも、之れを阻礙せざることを露國に於て約すること、

當時帝國政府に於ては、交渉進行を便にし、一日も速かに時局に解決せんことを期せるが故に、露京に於て直接に露國當局者と商議をなさんことを希望したるも、露國政府は同國皇帝の外遊、其他種々の理由の下に、飽まで之れを拒みたるが故に、不得止東京に於て之

これを爲すことに決じ、而して露國政府よりは、漸く十月三日を以て其對案を提出せり、該對案に於て露國は清國の主權及領土保全を尊重すると、並に同國に於ては各國工商業上機會均等の主義を維持することを約するを拒み、滿洲及其沿岸は全然日本の利益範圍外なることを日本に於て承認せんことを求め、而して韓國に關しては自由行動權に種々の制限を附し、例せば韓國に於ける日本利益保護上必要な場合には出兵の權あることを認むるも、同時に韓國領土の一部たりとも之れを軍略上の目的に使用することを許さず、甚だしきに至りては北緯三十九度以北の韓國領域を以て中立地帯となさんことを提議したり、帝國政府は若し露國に於て、滿洲併呑の意思なくんば何故に清國の主權及領土保全を尊重するが如き露國自から聲明したる主義と全然其の揆を一にする約款を協商中に挿入することを難するやの理由を解すること能はず、故に露國政府が之れを拒絶したることは帝國政府をして益々其挿入の必要を感せしめ、且つ帝國は滿洲に於て現下已に商業上重大の利益を有するのみならず、將來益々發達をなすべき望み尠からず、加ふるに政治上に於ては其

韓國との關係よりして一層緊切なる利益を有するを以て、全然之れを我利益の範圍外に認むること能はざるは勿論なるが故に、斷然之れを拒絶するに決せり、依て帝國政府は右の意見を始として、其他露國の提案に對し一々必要の修正意見を提出し、中立地帯に關しても若し之れを設くるに於ては、滿韓境界の兩側に跨り、一定の距離を劃するを至當なりとし各五十「キロメートル」に亘る地區を以て之れに充つるの議を提出し、東京に於て數次折衝の結果終に十月三十日を以て我確定修正案を露國政府に提出し、爾後數回に亘り、其回答を促したるに、這次も亦回答大に遷延し、漸く十二月十一日に至り之れを接受せり、然るに該回答に於て露國は滿洲に關する條項を削除し、本協商を以て全然韓國に關するものとし、而して韓國領土を軍略上の目的に使用せざること、及中立地帯に付きて原主張を其儘維持せり、然れども滿洲を本協商の範圍外に置くことは、帝國政府が當初交渉を開きたるの主旨即ち滿韓兩地に於ける日露の利益を友誼的に調理し、兩國衝突の原因を一掃せんとするの主旨に反するを以て、帝國政府は十二月二十一日露國政府へ向て、其再考を求め、

又韓國に關しては前記の如く其領土使用上の制限を削除せんことを、重て要求し、中立地帯に付きては露國に於て之れを滿洲に跨らしむること不同意なる以上は、韓國にも亦之れを設けざることを素より當然なるが故に、其全廢を提議せり、右に對し露國政府は一月六日を以て回答を與へたるが、韓國に對しては依然上記二項を露國提議の儘存置することを主張し、之れを條件として滿洲に關し、日本又は他國が其清國との現行條約の下に獲得したる權利、及特權(但し居留地設定を除く)の享有を阻礙せざるべきことを協約中に挿入することを承諾せり、然れども右は滿洲の領土保全に關し毫も言及する所なく、而して領土保存の確約に伴はざる前記の保證は、實際に於て何等の價值なきものとなる、何んとなれば條約上の權利は主權と共に存亡するものにして、若し露國に於て滿洲を併呑せば、各國が清國との條約により享有する權利、及特權も之れと同時に消滅すべきものなればなり、故に帝國政府に於ては飽まで露國をして滿洲の領土保全を尊重する事を約諾せしむるの必要を認め、居留地設定に關する制限は、日清間に締結せられたる、追加通商、航海條約に抵觸

するを以て、之れを削除し、又韓國に關しては毫も讓歩の餘地なきを以て、我修正を堅持するに決し、一月十三日重て露國の再考を求め、爾來數次其回答を促したるも、露國政府は曾に回答を與へざるのみならず、之れを與ふべきの時期すら指定せず、之れを要するに帝國政府は始終穩和と公平とを以て政綱とし、露國政府に向ても毫も難きを責むることなく、唯政府が累次且つ任意に聲明したる主義を承認せんことを求むるに過ぎざるも同政府は飽まで之れを峻拒し、加ふるに屢次不當に回答を遷延し、一方に於ては水陸の軍備を充實し、其の大兵は既に韓國境上を壓せり、帝國政府は實に衷心平和を念ふに切なるが故に隱忍以て今日に至りたるも、露國の行動は帝國政府をして遂に妥協の望を絶ち、談判を斷絶するの止むを得ざるに至らしめたり、

明治三十七年二月十二日を以て、官報に記載せられたる日露斷絶の公文は左の如し、
帝國政府は二月五日左の如く在露京栗野公使へ訓電せり、
貴官は左記の趣旨の公文をラムスドルン伯に送附せらるべし、

日本皇帝陛下の特命全權公使たる下名は、本國政府の訓令に遵ひ、露國皇帝陛下の外務大臣閣下に對し、左の通牒を爲すの光榮を有す、

日本國皇帝陛下の政府は、韓國の獨立及領土保全を以て、自國の康寧と安全とのために緊要欲くべかりざるものと思惟す、故に如何なる行爲たるを問はず、苟くも韓國の地位を不安ならしむるものは、帝國政府に於て之れを看過する能はず、

露國政府が韓國に關する、日本提案即ち帝國政府に於ては之が採用を以て韓國の存立を確實にし、並に該半島に於ける帝國の優越なる利益を擁護するため緊要不可缺と思惟する提案にして、到底妥協の望なき修正を提出して執拗に之を拒絶したること、並に又露國が其清國との條約及滿洲地方に利益を有する他の諸國に對し、累次與へたる保障の存在するに拘らず、依然該地方の占領を繼續し、爲めに甚たしく侵迫を蒙れる滿洲領土保全の尊重を約することを執拗に拒否したることは、帝國政府をして自衛のため其取るべき手段を慎重に考量するの己むを得ざるに至らしめたり、

露國に於て了解し得べき理由なくして、屢次回答を遷延し加ふるに平和の目的とは調和し難き、軍事的活動をなすに拘らず、帝國政府が現交渉中用ゐたる耐忍の程度は其露國政府との關係より、將來誤解の一切の原因を除去せんことを忠實に希望したることを、十分に證し得て餘りありと信ず、帝國政府は其盡力の結果、帝國の隱當且つ無私なる提案、若くは又絶東に於て鞏固且つ恒久の平和を確立するに近き、如何なる提案に對しても露國政府の同意を得ることは毫も其望なきを領得したるか故に現下の徒勞に屬する談判は之を斷絶するの外選ぶべき途を有せず、帝國政府は右の一途を採用すると、同時に自ら其侵迫を受けたる地位を鞏固にし、且つ之を防衛するため、並に帝國既得權及正當利益を擁護する爲め最言と思惟する獨立の行動を取るの權利を保留す、

同日續て又同公使へ左の如く訓電せり、

貴官は左の趣旨の公文をラムスドルフ伯に送附せらるべし、

日本國皇帝陛下の特命全權公使なる下名は、本國政府の訓令を遵奉し、全露西亞皇帝陛下

の外務大臣に對し左の通告を爲すの光榮を有す、

日本帝國政府は露西亞帝國政府との關係上、將來の紛糾を來すべき各種の原因を除去せんがため、有らゆる和協の手段を盡したるも、其の効なく帝國政府が極東に於ける鞏固、且つ恒久の平和のためになしたる正常の提言、並に隱密且つ無私なる提案なる、之に對して當に受くべきの考量を受けず、從て露國政府との外交關係は今や其價值を有せざるに至りたるを以て日本帝國政府は其外交關係を絶に決定したり、

下名は更に本國政府の令により來る〇日を以て帝國公使館員を率ゐて露京を引揚ぐる意思なることを茲に併せてラムズドルフ伯に通告するもの光榮を有す、

栗野公使よりは同月六日午後に於て、前記公文二通を露國外務大臣に送りたる旨電報同七日に到着せり、

在東京露國公使に對しては同月八日を以て、其撤退を要求し全く日露交渉の斷絶を告げたり、

朴堂曰く日露交渉問題に關しては、帝國政府は誠意誠心を披瀝して、談判を開始したるにも拘らず、露國政府は例の狡獪陰險の手段を使用し、更に妥協調停の意思を有せず、只管暴威暴力を以て我國を威迫せんことを企畫せり、最初種々なる口實の下に談判地を東京に移したるが如き、清國の領土保全を尊重する意思に反對を表したるが如き、又再應回答を遷延したるが如き、皆最初より妥協調停の意思なきことを表明したるものなり、然れども我帝國政府は忍耐に忍耐を重ね、彼れが反省を促したるにも拘らず、彼れは頑然として我要求を峻拒し、益海陸の軍備を充實せり、故に今回に於ける日露談判の破裂は、其曲全く彼にあり、我帝國政府が早く彼れの内心を看破して、國交の斷絶を宣告したるは、實に其機宜を得たるものと云ふべきなり、

第三章 宣戰の詔勅

日露の交渉茲に斷絶を告げ宣戰の 詔勅煥發せられたり謹んで左に之れを拜記す、

詔 勅

天祐ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル、大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス、

朕茲ニ露國ニ對シテ、戰ヲ宣ス、朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極ンテ、露國ト交戦ノ事ニ從フベシ、朕カ百僚有司ハ宜ク其職務ニ率ヒ、其權能ニ應シテ、國家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ、凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ、一切ノ手段ヲ盡シ、遺算ナカラムコトヲ期セ

ヨ、

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ、到國ト友誼ヲ篤クシテ、以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ、各國ノ權利々益ヲ損傷セスシテ、永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スベキ事能ク確定スルハ、朕夙ニ以テ國交ノ要

義トナシ、且暮敢テ違ハザラムヲ期ス、朕カ有司モ亦能ク朕カ意ニ体シテ、事ニ從ヒ、列國トノ關係年ヲ遂テ益々親厚ニ赴クヲ見ル、今不幸ニシテ露國ト變端ヲ開クニ至ル、豈朕カ志ナランヤ、帝國ノ重キヲ韓國ノ保全ニ置クヤ、一日ノ故ニアラズ、是レ兩國累世ノ關係ニヨルノミナラズ、韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレバナリ、然ルニ露國ハ其清國トノ明約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラズ、依然滿州ニ占據シ、益々其地歩ヲ鞏固ニシテ、終ニ之レヲ併吞セントス、若シ滿州ニテ露國ノ領有ニ歸センカ、韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク、極東ノ平和亦素ヨリ望ムベカラズ故ニ朕ハ此機ニ際シ、切ニ妥協ニ由リテ解決シ、以テ平和ヲ恒

久ニ維持セシメテ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ、半歲ノ久シキニ
 亘リテ、屢次折衝ヲ重テシシタルモ、露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以
 テ之レヲ迎ヘズ、曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延シ、陽ニ平和ヲ
 唱道シ、陰ニ軍備ヲ増大シ、以テ我ラ屈從センシメトス、凡ソ露
 國カ始メヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ
 露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ客レズ、韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ、帝
 國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレントス、事既ニ茲ニ至ル、帝國カ平和
 ノ交渉ニ由リ求メントシタル將來ノ保障ハ、今日之レヲ旗鼓ノ間
 ニ求ムルノ外ナシ、朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ速カニ平
 和ヲ永遠ニ克復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ保全センコトヲ期ス、

御名御璽

明治三十七年二月十日

- | | | | |
|--------|----|-----|-----|
| 内閣總理大臣 | 伯爵 | 桂 | 太郎 |
| 兼内務大臣 | | | |
| 海軍大臣 | 男爵 | 山本 | 權兵衛 |
| 農商務大臣 | 男爵 | 清浦 | 奎吾 |
| 大藏大臣 | 男爵 | 曾根 | 荒助 |
| 外務大臣 | 男爵 | 小村 | 壽太郎 |
| 陸軍大臣 | | 寺内 | 正毅 |
| 司法大臣 | | 波多野 | 敬直 |
| 遞信大臣 | | 大浦 | 兼武 |
| 文部大臣 | | 久保田 | 讓 |

第二編 陸戰史

二八

第一章 七星門外の衝突及其他の戦

世界に武を以て鳴り、勇を以て誇りし、兩帝國の兵勇は明治三十七年二月二十八日韓國平壤七星門外に於て、干戈を接せり、即ち敵の騎兵と我斥候との衝突なり、是れ陸戰の始にして、我兵の猛烈なる一齊射撃に遭ひ、敵兵周章敗走せり、三月八日第二回の衝突あり、即ち九尾中尉は三騎を率て偵察のため北方に向ひしに、忽ち敵の三十騎と會せり、然れども勇敢なる我兵は此大敵を物ともせず、奮戦の後、偵察を全ふして歸れり、同月二十八日定州南門外に於て我騎兵は敵の騎兵に遭遇し、大に之れを破りて遂に定州を占領せり、四月十日鴨綠江邊に於て海陸共同敵騎を攻撃し、之れを散亂せり、同月二十六日近衛師團及第二師團の一部は進んで懸定島を占領し敵を九連方面に擊退せり、

第二章 鴨綠江及九連城の戦及其他の戦

四月二十八日近衛歩兵第四聯隊は偵察のため虎山に至り、敵を擊退す此日小倉第十二師團は水口鎮の對岸にありし敵を擊退して、架橋を開始せり、同月三十日有名なる鴨綠江を狭で大戰爭を開始す、硝煙天に漲り砲聲雷の如く遂に我軍の大勝利となり、追驅して蛤蟆塘を占領す、五月一日我軍九連城の總攻撃を開始し、猛烈なる砲火を交へたる後、之れを占領す、分捕品、山の如し、我死傷一千、敵死傷二千以上と注す、

勅語黒木大將及細谷司令官ニ下ル

鴨綠江ハ敵ノ恃ミテ以テ天險トナス所、我第一軍及之ニ參加シタル海軍支隊ハ、計畫周到克ク強行通過ヲ全クシ、大ニ敵ヲ擊破セリ、朕深ク之ヲ嘉ス、惟フニ爾後ノ掃蕩ハ勤勞益々大ナルベシ、汝將校下士卒奮テ勉勵セヨ、

五月三日由上中尉の率ゆる騎兵將校斥候は湯山城に達し、敵の騎兵の南方高地にあること

を偵察し、背後に迂回し、激烈なる格闘の後、之れを潰走せしめたり、五月六日我上陸軍の一支隊は直に敵を撃退して普蘭店を占領し、鉄道電信を破壊し、旅順口全く孤立となり、黒木軍は破竹の勢を以て進軍し、同月七日鳳凰城を占領し、同月七日寬甸縣を占領せり、同月十日敵のこさつく騎兵安州に襲せしを我軍打て之れを破り將校を捕にす、

第三章 遼東半島上陸軍ノ行動

遼東半島上陸軍は、五月五日上陸地點に到着し、海軍陸戦隊の掩護に由り、午前八時三十分より塩太澳、上陸を開始せり、上陸地點には敵兵なく、電信破壊の目的を以て籠子窩に、鉄道電信破壊の目的を以て普蘭店に、各一子隊を派遣せり、普蘭店に前進したる我支隊は、五月六日午前八時普蘭店南方の高地に於て敵騎兵及歩兵を撃退したる後ち、普蘭店の西方停車場附近を占領せる約一百名の敵を撃退し、之れと同時に工兵將校停車場南方に於て鐵道橋を破壊し、且つ電信を切斷せり、普蘭店に派遣したる該支隊到達の際、旅順方面より來りし列車内より我を射撃せし故、之れに應射せしに彼れは止りて赤十字の旗を出せり、依て射撃を中止し之れを檢査せんとせしに命に従はず、再び回轉を始めたるを以て、我も亦射撃を開始したるを以て、彼れは速度を早めて逃走せり、

五月十五日我騎兵將校斥候隊は五十里堡にて敵兵數十名を襲撃し、大尉一名下士卒數名を斃し、且つ七名を虜にせり、又若干の歩兵及騎兵よりなる一部隊は、蘇家屯に於て北行する軍用列車と戰鬪を交へ、之れを南方に撃退し、同時に龍口蘇家屯間に於て鐵道線を破壊せり、

上陸軍の或る支隊は、五月十六日三里臺附近にありし敵兵を攻撃して、之れを南方に撃退し、九里庄北方高地より陳家屯に亘る高地を占領せり、此戰爭に於て我死傷兵は將校以下百四十六名にして敵の死傷は殆んど之れに倍せり、同月二十一日王家屯に於て敵兵を包圍し、將校二名を虜にす、同月二十五日黒木軍は道河堤附近に於て大に敵兵を破りたり、

第四章 南山得利寺ノ激戰及其他ノ戰

五月二十六日金州城を抜き直に南山に追撃す、第一師團は中央軍となり第四師團を左翼と

して全軍猛進す、然るに敵は前面に鐵條網地雷及塹壕を設け、機關砲を備へて、少しも萎靡せず、此時我海軍は金洲灣に來りて敵の砲臺を砲撃す、此に激戦十六時遂に敵を破りて之を占領し萬歳の聲天地を震撼せり、我軍の死傷殆んど三千に達す、其激戦たるや亦以て察すべきなり、

五月二十七日中村少將の卒る一支隊は南關嶺を占領し、柳樹屯を略取す、同二十九日奧大將の第二軍は青泥窪を占領せり、同三十日李家屯を占領し張家屯に敵を破り之れを得利寺附近に撃退せり、六月十五日黑鳩公將軍が旅順應援の目的を以て派遣せられたる數萬の精兵を我軍之れを得利寺に要撃す、龍戰虎鬪或は砲撃接戦流血杵を擲し伏死山をなせり、結局我が軍の大勝利に歸し敵兵は北方に敗退す此時長くも勅語は奧大將に下れり、

勅語

第二軍ハ前ニ南山ノ堅ヲ拔キ、未タ久シカラザルニ今又得利寺附

近ノ敵ヲ撃退シ、長時間激戦シテ大勝ヲ收メ、其軍旗ヲ奪ヒ、聯隊長以下數百名ヲ擒ニシタルヲ聞ク、

朕深ク汝等ノ忠勇能ク敵軍ノ勢力ヲ挫折スルヲ嘉ミス、

六月二十一日我軍熊岳城を占領す、同二十二日敵は黒木軍の占領せる靉陽門に逆襲せしも我軍打て之れを走らす、此戦に窪田少佐戦死す、同二十三日上陸軍は大石橋街道西北三道河の敵と戦ひ直に之れを占領す、同二十七日我軍激戦の後分水嶺を占領す、此の戦に大陸少佐戦死す、七月一日分水嶺、連山關嶺占部隊の一部摩天嶺を占領す、吉井少尉一刀敵の十六人を斫り雷名陣中に蕪けり、七月四日未明濃霧に乘し敵軍獅子奮迅の猛力を以て摩天嶺に逆襲し來りしも目的を達せずして撃退せられたり、七月六日より九日に於て第二軍は蓋平城を占領す、

第五章 摩天嶺の大逆襲及其他の戦

七月十七日敵將に其人ありと知られたる軍團長ケルレル將軍、約二箇師團の大軍を卒て摩天嶺を逆襲す、大激戰大奮闘數時間に亘り、新關嶺、小高嶺、下馬塘、様子嶺方面に於て悉く敵兵を破り、遂に全軍を撃退す、我死傷三百、敵の死傷一千を超ゆ、

勅語西第二師團長ニ下ル

第二師團ハ我ニ倍セル敵軍曉霧ニ乘シ、摩天嶺及其附近ヲ逆襲シ來ルニ對シ、長時激戰大ニ之ヲ破リ、且ツ之レヲ追撃シ以テ其恢復ノ企圖ヲ挫折セリ、朕深ク其勇武ヲ嘉ミス、

七月十八日第一軍ノ部隊は進て細河沼の敵と激戦し、奮戦苦闘遂に細河沼一帯を占領す、此役平岡少佐以下死傷四百餘名死傷、敵の損害三千を超ゆ、

第六章 大石橋ノ大戦及其他ノ戦

我第二軍は七月二十三日より同二十七日に亘り大石橋に向て總攻撃を開始し、猛戦苦等の

後遂に之れを占領す 此役敵將サハロフ中將は傷き其死傷二千に上る 我軍石川少佐の壯烈なる戦死を始め死傷一千に達す、同月二十六日旅順包圍軍外廓を占領し、此日より要塞戦攻撃に着手す、同月三十一日柘木城攻撃軍は激戦數回の後遂に之れを占領す、此役我軍の死傷六百、野砲六門を鹵獲し、其他分捕品無數、敵の死傷二千に上る、此日黒木軍は樹林及様子嶺の敵二箇師團餘と激戦し、終に三面攻撃して之を占領す、敵の西比利亞第二軍團長ケルレル將軍此の役に戦没す、

八月二日奥大將の第二軍は海城附近の敵を驅逐し、海城及牛莊を占領す、

第七章 遼陽ノ大戦及其他ノ戦

八月二十五日より九月四日に亘り、我軍進で遼陽總攻撃を開始す、野津軍を中央とし、黒木軍右翼となり、奥軍左翼となり、次第に敵を壓迫して大戦争となり、終に世界を震撼するの大勝利を得て敵を粉碎す、敵の死傷殆んど十萬、遼陽城終に我軍の占領する所となる、分捕品山の如く、國民皆萬歳を唱ふ、遼陽に於ける敵の主陣地たる首山堡の激戦は接戦

殆んど五十時の長に亘り、彼我絶へず夜襲を以て奇功を奏せんと欲して、戦争尤も猛烈を極めたるが、夜襲の敵兵中には裸体にて突進し來るものあり、多くは皆な決死隊にして其勇氣は實に歎賞の外なし、中には又裸体のまゝ、捕虜となり却て物笑となりたるものもあり、此大戦に我軍の死傷實に一萬七千に達す、其慘狀察すべきなり、就中壯烈無双の奮闘をなして名譽の戦死を遂げたる、橋小佐は後ちに軍神と稱せられたる人にして、平素精神的修養に最も力を盡し、地方より少佐を便りて出京する書生あれば、必ず必ず先づ之を二重橋外に伴へ行きて皇居を拜せしめ、以て尊王心を發揮せしむるに努めたりと云ふ、

勅語大山總司令官ニ下ル

遼陽ハ敵ノ兵畧要地トナシ、夙ニ防備ヲ嚴ニシ、軍資集積シ、全カヲ盡シ守死セン所今ヤ滿洲軍ハ万死ヲ冒シ、百難ヲ排シ、奮戦激闘、晝夜ヲ連テ遂ニ之レヲ拔ク朕深ク其功烈ノ偉大ナルヲ嘉ミ

ス

惟フニ其畫策慎重ニシテ、果斷、其運動整齊ニシテ敏活而爾將卒ノ忠誠勇武ヲ以テスルニアラズンバ、焉ンゾ能ク此ニ至ルヲ得ン、抑モ作戰ノ前途ハ尙遼遠ナリ、爾將卒其自愛堅忍、更ニ全局ノ大成ヲ期セヨ、

九月四日右翼軍の中央縦隊達蓮溝を占領し、同五日左翼縦隊瀾泥舖を占領せり、又追撃の後、玉門子山一帯の地を占領せり、同十一日我軍遼陽東北約六里にある煙臺石炭坑を占領す、此石炭坑は實に滿洲富源の一なり、同二十日威廠方面より前進せる我第一支隊は大嶺にありし敵を驅逐して、漸次沙河方面に壓迫す、十月八日敵の總將黑鳩公壯烈なる宣言を發して日本を撃破すべきことを大言せり、同九日敵兵大舉來襲し右翼は太子河の左岸に移り、橋頭本溪湖間を遮斷し中央は鐵道線路を前進し來り、我軍之れを逆撃し激戦十二時間の

後之れを擊退す、同十日日本海湖東方高地敵の強襲により一度占領せられたるも、我兵奮戦遂に之れを恢復せり、

第八章 沙河の大戦及其他の戦

十月十一日沙河の大戦を開始す、敵軍四十萬我軍五十萬と稱す、山河耕地皆兵ならざるはなく、硝煙彈雨九天を鎮し、砲聲叫喊地軸を震撼するの概あり、敵軍の頑強なる抵抗にも拘らず、我軍奮戦遂に之れを擊退す、閑院宮載仁親王殿下亦此大会戦に參與し大に御武勇を振はせ賜へり、

沙河敗戦の報、露都に達し、上下震駭、黒鳩將軍又顔色なし、敵の死傷八萬餘、我損害一萬七千に達す

勅語滿洲軍ニ下ル

我滿洲軍ハ敵軍新銳ノ増援兵ヲ得テ大舉攻撃シ來ルニ對シ、機先ヲ制シテ逆撃シ、激戦數日多大ノ損害ヲ與ヘ遂ニ之レヲ沙河以北

ニ潰走セシメ、全ク其企圖ヲ挫折セリ、

朕深ク爾將卒ノ忠勇、克ク連日ノ勞苦ニ耐ヘ、偉大ノ功績ヲ奏シタルヲ嘉ミス、

大山總司令官ノ奉答

新銳ナル兵ヲ増加シ、決戦ヲ期シテ南下シタル敵ノ全軍ヲ激撃シ、多大ノ損害ヲ加ヘテ全ク之レヲ沙河以北ニ擊退シ得タルハ、一ニ 天皇陛下ノ御稜威ニ依ル、然ルニ今ヤ優握ナル勅語ヲ賜フ、臣等感激ノ至ニ堪ヘズ、爾來益々奮勵シ以テ臣等ノ任務ヲ遂行セシムルヲ期ス

右謹ンテ奉答ス

第九章 旅順攻圍軍の苦戦及其他の戦

五月二十七日我軍安子山及臺子山を占領す、七月二十六日より總攻撃を開始し、同日營城子、老里山、偏石柳子を占領す、

抑々旅順は露國の頼んで以て東洋の關鍵となす所にして、資を投する幾億、經營十有餘年、其防備の嚴整、其用意の周到なる殆んど世界無比とも稱すべきものなり、我攻圍軍の苦辛慘憺實に察するに餘あり、

同二十七日總攻撃を繼續す、此日我軍は頗る苦戦を以て長嶺子、凹子形山及龍頭山を占領す、此に於て敵の主力は終に旅順本防禦線内に退却す、同三十日干大山鳳凰山大孤山東方高地を占領す、八月七日大孤山攻撃、同八日占領、同九日小孤山を占領す、同月十六日我攻圍軍は參謀山岡少佐を軍使として、敵の前哨に至り、勸降書を敵の參謀長に交附す、同十七日敵の軍使來り勸降を拒絶す、同十九日早朝總攻撃を開始し、右翼隊は石板橋の高地の敵を攻撃して之れを畧取す、敵は頗る頑強の抵抗を以て逆襲し來るも、悉く之れを擊退す、同二十二日東鷄山北堡壘を占領せしも、後に之れを遺棄す、同二十二日盤龍山東西堡壘を

占領す、此時我左翼隊は鐵條網を破壊し、未明に乘し彈雨を冒して、東鷄冠山北砲臺に猛進し、午前八時中間砲臺を略取したるも其の不利を知り之れを遺棄す、同二十三日敵は勞律帶砲臺附近の陣地より我軍を砲撃したるを以て、我日進春日の二艦陸岸に近づきて應砲し敵をして沈黙せしめたり、

勅語包圍軍ニ下ル

旅順要塞本攻撃開始以來、晝夜斯ク堅城決死ノ守兵ニ肉薄シ、終ニ其二壘ヲ拔キ、益々奮進ノ途ニアリト聞ク炎熱ノ候ニ際シ、連日ノ困苦轉々軫念ニ堪ヘス、朕深ク爾將卒ノ勇武ニ信賴ス、爾將卒一簣ソレ九仞ノ功ヲ全フセヨ、

九月二十日クロバトキン堡壘及水師營南方四堡壘及ナマコ山を占領す、同二十二日二百三西北高地を占領したるも之れを遺棄す、十月二日東鷄冠山前面に敵の逆襲ありしも之れを擊退せり、同十三日我軍敵の水源地を絶ち敵兵大に苦む、同十七日我軍奮戦苦闘の後鉢巻山

を占領す、同二十六日に龍山松樹山に敵逆襲し來る、我軍の一部之れを撃退せり、同日東
 鶏冠山北堡壘外岸穹窿を破壊す、同三十日總攻撃二龍山松樹山東鶏冠山北の外岸頂迄占領
 、P堡壘及コプ山を占領す、十一月六日松樹山二龍山の火藥庫爆發す、同十九日機器局火藥
 庫爆發す、同二十一日敵兵東鶏冠山北堡壘前に逆襲し來るも、悉く撃退す。同二十六日總
 攻撃午後より強襲を試みたるも、敵の抵抗頑固にて容易に其の目的を達すること能はず、松
 樹山及其以東にある敵の堡壘線に對しては其外岸斜堤頂及其附近を堅固に占領したるも未
 だ突入の機に達せず、

同月三十日有名なる二百三高地を占領す、此日敵兵猛烈に夜襲し來れども遂に撃退せらる
 、十二月二日兩軍死体收容のため、左翼方面一部休職す、同六日赤坂山の敵兵は二百三高
 地に占據せる我兵の瞰射に堪へず、其陣地を撤退したるを以て我兵之れを占領す、以て寺
 兒溝及三里橋地方の高地を占領す、同日午後四時敵の軍使來り約五時間休戦をなし、彼我
 の死屍を收容せんことを提議したるを以て、我軍之れを承諾す、同二十二日後三羊頭村北

西半島占領、後揚樹溝東方高地占領、西湯溝砲生火災を起せり、此日旅順の勇將コンドラ
 ンチニコ中將イルマン少將戦死し、フォーク少將負傷し、敵兵大に阻喪す、同二十四日
 前半頭村小房村大劉家屯を占領す、同二十八日二龍山砲臺を占領す、同三十一日我軍松樹
 山砲臺の胸牆爆破の後、右中央隊の左翼隊を以て突撃を實施し、午前十一時確實に全部を
 占領せり、敵は我行へたる胸牆爆破に續きて砲臺内部に布設したる地雷を爆發し、其一部
 は該砲臺の南方高地に退却せるか、一部は咽喉部にある掩蔽部に於て爆發したるために
 墜落したる土砂に由りて填塞せられたり、

明治三十八年一月一日盤龍山舊圍廓一部破壊、日堡壘及望臺を占領す、此日午後一時敵の
 軍使水師營南方の我第一線に來り、我攻圍軍司令官乃木大將宛に左の書を交附せり、

貴下交戰地域全線ノ形勢ヲ考量スルニ、今后ニ於テハ旅順口ノ抵
 抗ハ不要ナリ依テ無益ニ人命ヲ損ゼサルタメ、余ハ開城ニ付談判
 センコトヲ望ム、若シ閣下之レニ同意セラル、ニ於テハ、開城ノ條

件順序ヲ討議スルタメ、委員ヲ指名シ並ニ予ノ委員ト令合スベキ
場所ヲ選定セラレンコトヲ願フ、予ハ此機會ヲ利用シテ予ノ敬意ヲ
表ス

ステシセル將軍

同日我乃木大將はステツセルに對し左の回答書を交附す、

貴下ハ茲ニ開城ノ條件及順序ニ付、談判セントスル際下ノ提議ニ
同意スルノ光榮ヲ有ス、之レカタメ予ハ旅順攻圍軍參謀少將伊知
地幸介ヲ委員ニ指名シ尙之ニ若干名ノ參謀及文官ヲ隨行セシム、
即チ一九〇五年一月二日ノ正午ニ水師營ニ於テ貴軍委員ニ會合ス
ベシ双方ノ委員ハ調印ノ後、批准ヲ俟タスシテ直ニ効力ヲ生スル
開城規約ニ署名スルノ全權ヲ有スベク、其全權委任狀ハ双方ノ最
上指揮官ノ署名シタルモノニシテ互ニ交換スベシ、予ハ此機會ヲ

利用シ敬意ヲ呈ス、

此日午前山縣參謀總長は 聖意を奉じて左の電報を旅順口攻圍軍司令官乃木大將に送れ
り、

將官ステツセルヨリ開城ノ提議ヲナシ來リタル件、伏奏シタル所

陛下ニハ將官ステツセルカ祖國ノタメ盡セシ苦節ヲ嘉ミシ玉ヘ

武士ノ名譽ヲ保タシムルベキヲ望マセラル、

右謹テ傳達ス、

同日開城談判終了す、同五日午前十時三十分乃木大將はステツセル將軍の請に應じ、是れ
と水師營に於て會見す、兩將の會見は頗る和氣霽々たるものにして、ステツセ 將軍は日
本軍の猛勇を賞し、露帝に對する電奏の送達を感謝し、最後に自己及部下將卒に對する我
陛下の寛厚なる待遇を感謝したり、會見後兩將軍及兩參謀長は午餐を共にし、午後一時十五

勢に至りて袂を分てり、

一月六日苦戦悪闘總ての慘狀を極めたる旅順口も愈々開城となり、悉皆軍器彈藥書類等我に歸し、捕虜五千八百内地に送らる、此日大元帥陛下には第三軍司令長官男爵乃木大將併に聯合艦隊司令長官東郷大將に左の優握なる勅語を賜はる、

旅順ハ極東ニ於ケル水陸ノ重鎮ナリ、第三軍及聯合艦隊ハ協同戮力、久シク寒暑ヲ冒シ、苦難ヲ浚キ、勇戰奮闘、克ク其鐵壘ヲ奪取シ、堅艦ヲ殲滅シ敵ヲシテ遂ニ城ヲ開キ降ヲ乞フニ至ラシム、

朕深ク爾將卒ノ克ク其重任ヲ全フシ、偉大ノ功績ヲ奏シタルヲ嘉ニス

第十章

牛莊ノ敵襲黑溝臺ノ激戰及其他ノ戰

一月七日精銳なる砲兵を有する二千以上の敵兵は、牛莊に來襲し、是れかため内地にあり

し我守備隊は退却を餘義なくせられたり、同十二日に至り砲十二門騎兵約八中隊よりなる敵の一部隊は牛家屯兵粘司令部を包圍し、三家子方面より突進し來りたるも悉く之れを撃退せり、十三日に至り我一部隊は敵を驅逐し之れを潰亂せしめたり、此敵襲に於て我受けたる損害は極めて少なりしか、敵の損害は比較的大にして死傷三百以上に達せり、同二十五日渾河右岸の敵は活動を始め、一軍團以上の敵軍は長灘南方の長城より黑溝臺及沈旦堡に向へ前進し來り、依て我軍は同二十六日を以て直に之れに對して攻勢を轉じ、我一部隊は沈旦堡附近にありし約一師團の敵を柳條口方面に撃退せり、又其他の一部隊は二十六日以来黑溝臺附近にありし一師團以上の敵と交戦せり、同二十八日滿洲軍左翼の一部隊はハル堡を占領す、此日我一部隊の左翼隊は柳條口及季家窩棚を占領し、之れに對し敵の一部は北方に一部は西方に退却せり、又黑溝臺に對せし我部隊は遂に其東南の歩兵陣地を占領し、更に突撃を續行して黑溝臺を占領せんとす、又他の一部隊は敵を撃退してハル堡を占領せり、同二十九日遂に黑溝臺を占領す、我軍は前日より連續三晝夜の猛烈なる攻撃も

容易に其効を奏せず、爲めに我軍は更に諸隊を激勵して遂に夜襲を實行し、逐次黒溝臺に突入し、午前九時三十分に至り全く之れを占領し、直に追撃に轉じ、煙臺子を経て土臺子に至る、又左翼支隊の一部は黃蠟蛇子を占領し、終に堡にありし一支隊は當面の敵を撃攘して七臺子及渾河の線を占領せり、

二月二十四日我軍清河城を占領す、是れより先き我一部隊は葦子谷金斗谷及太子河右岸の地區を占領して敵に近接し二十三日を以て清河城附近の敵を攻撃せり、是の日朝來降雪紛々として咫尺を辨せず、地形險峻に加ふるに太子河の融水を以てし、諸隊の運動大に困難なりしも、正午頃に至りて我一線は敵を隔つること僅かに五百メートル乃至千メートルの距離に近接し、猛烈なる攻撃をなせり、敵は天險の陣地に據るのみならず、數月を費し堅固なる築城をなし、頑強の抵抗を持續せしを以て、容易に之れを奪取すること能はず、是れに於てか翌二十四日更に攻撃を續行し、午前十時頃に至りて彼我相接近して爆藥戰を交するに至れり、敵の頑強なる抵抗も、我猛烈果敢なる攻撃に對し、永く持續すること能はず、午後六時全く清河城を占領せり、

第十一章 奉天府ノ大會戰及追撃

精銳なる彼我百餘萬の貔貅は、戰線四十余里に綿亘し、山河草木を風靡し、有史以來未曾有の大曾戰は奉天附近に於て干戈を接せり、我軍の大勝利は全世界を震動し、敵の死傷十餘萬と稱す、我軍死傷亦四萬に達す、

二月二十六日夜萬家園子泡子沼鹽吹臺小柑子の各所に約二中隊の敵兵來襲せしむ之れを撃退せり、北臺子小柑子附近の敵歩兵は頻に亂射を試み、其砲兵は時々沈巨堡を砲撃せり、東勾山及唐家屯東北高地の敵砲兵は本日午前四時より射撃を開始せしむ、我之に應砲せず、二十七日に至り四方臺附近の野砲及溫磘堡附近の重砲は鐵道橋附近の我前哨に砲火を集申し午後十一時約五中隊の敵歩兵は鐵道線路の兩側に亘り、包圍攻撃し來り、其一部は遂に我散兵壕内に突入し、激烈なる格闘戰をなし、我前哨は頑強に抵抗して午後三時全く之れを撃退せり興京方面の我一部隊は清河城占領後敵を北方に撃攘し、次て本溪湖方面に於

ては前蕭家河子登嶺及八日地附近の敵を北方に壓迫し、沙河方面に於て松木堡子、兆子屯を占領し、敵砲兵は鐵道線の東北地區に亘り、多數の野砲重砲を以て我れを射撃せり、三月二日本溪湖方面の我部隊の高臺嶺東方高地及長勾附近の敵を驅逐して其陣地を奪取せり、沙河方面に於ては歪頭山附近の敵は小夜襲を試み、渾河左岸の敵は沈亘堡附近より渾河に亘る地區に對し大逆襲をなせしも、共に悉く之れを撃退し、長灘及四方臺の敵は己に我兵の擊攘する所となれり、四月四日興京方面の我一部隊に對する敵は屢々逆襲を試みしも之れを撃退せり、本溪湖方面の我軍は敵を本防禦線に壓迫し、沙河方面鐵道線以東の地區にありては後松木堡子及唐家屯北方の高地を占領し、敵と對陣中敵の歩兵約一大隊奉集堡より至上房堡進入せんとせしも、直に之れを撃退せり、又我一部隊は大民屯及新民廳附近の敵を擊攘し、新民廳に於ては敵の糧秣夥多を鹵獲せり、三月六日興京方面に於て地塔附近の敵は屢々逆襲し來りしも我兵悉く之れを撃退せり、本溪湖方面にありては此日午後我一部隊は碑子勾南一方帶の地を占領し敵を三家子方面に撃退せり、懷仁方面に前進せし我部

隊は早朝邊石吟鐘を占領し、尋て懷仁を占領せり、同七日沙河方面鐵道線以東にありては午前三時頃敵の歩兵數千唐家屯北方高地に逆襲し來りしも之れを撃退せり、又午前二時頃より塔山及萬寶山附近の敵兵は我れに砲火を集中し次で多數の敵兵來襲せしも、盡く之れを撃退せり、鐵道線以南にありては午前十一時東部漢城堡を占領し、一旦敵の回復攻撃を受けしも全く之れを撃退せり、同八日我軍の攻撃は益々愈々猛烈を極めしかば敵も遂に其抗すべからざるを知り、朝來漸次退却を始めたなり、是れに於てか我軍は全線を擧て追撃に移りたり、三月九日馬群丹方面の敵を擊攘せし我部隊は、尙追撃を止めず、鐵道線以東にありては敵漸く動搖の徵候を呈せしを以て、七日夜半より總攻撃に移り敵を其陣地より擊攘して渾河々孟に壓迫し、鐵道線路より渾河左岸に至る全地區は已に我占領に歸せり、渾河右岸にありては揚子屯及季官堡附近の敵は引續き頑強なる抵抗を持続し、屢々逆襲し來りしも我兵悉く之れを撃退し、多大の損害を與へて漸次奉天方面に壓迫せり、又奉天北方の地區にありては敵の強頑なる抵抗を受けしも、小集屯八家子及三臺子は已に我有に歸し

鐵道は奉天北方に於て我軍已に之を破壊せり、斯くの如にして我全線は漸く奉天の敵を包圍の中に陥れんとす、

此日大本營は奉天の保安に關して左の如く公示せり

大清國帝室發祥ノ靈地ヲ尊重シ、併ニ在奉天支那人民ノ安寧ヲ維

持セシムルタメ、滿洲軍總司令官侯爵大山巖ハ三月八日總攻撃ノ

命令中ニ於テ團體ノ奉天城内ニ宿營スルヲ嚴禁セリ、

大元帥陛下は我忠勇なる將卒が連戰連勝將に奉天附近の大敵を掃蕩せられんと聞召され左の勅語を賜はる

我滿洲軍ハ客冬沙河會戰以來銳ヲ蓄ヘ敢テ妄ニ動カズ、以テ戰機

ノ熟スルヲ待テ、一たび意ヲ決シテ起ルヤ、全線活動敵軍ヲ壓迫

シテ、已ニ能ク包圍ノ形ヲ占ム、朕ハ勝報ノ至ル毎ニ我戰勢ノ益

々佳境ニ進ムヲ喜ビ、又爾將卒ノ餘寒尙酷烈ノ時ニ於テ、數晝夜

ニ亘ル難苦ヲ察シ、軫念甚ダ功ナリ、其各々自愛シテ耐久ノ氣ヲ

養ヒ、光輝アル功績ヲ奏シ、以テ朕及朕カ億兆ノ信賴ニ答ヘヨ、

大山總司令官奉答

敵ニ一大打撃ヲ加ヘンヲ期シタル臣等ハ、日夜心力ヲ盡シ堅固

ノ陳地ニ頑強ノ敵ヲ攻撃シ、多大ノ死傷ヲ顧ミズ、遂ニ之レヲ陳

地ヨリ擊攘シ、逐次ニ之レヲ奉天附近ニ壓迫シ得タルモ、未ダ全

ク我目的ヲ達成スルニ至ラズ、然ルニヤ今優渥ナル勅語ヲ賜ハル、

臣等恐懼ナス所ヲ知ラズ、只益々奮勵シ誓テ聖旨ニ答ヘ奉リ、併

セテ國民ノ希望ヲ充サンヲ期ス、

我軍の士氣益々旺盛、決死奮迅皆國家のために殉難を期す、開戦以來前後十七回各地に轉

戰苦闘したる陸軍歩兵伍長相良圓氏が郷里なる實姉に宛てたる書面の紙端に左の一首あり
以て全軍の大勢を推察すべきなり

よしや身は野原の露と消ゆるこも

錦かさらん古里の墓

三月十日我進撃益々猛烈を極め、奮戦遂に奉天を占領したり、數日來の包圍攻撃は全く其
目的を達し、奉天附近の各所に於て非常なる激戦起り、捕虜兵器彈藥糧秣等軍需品の鹵獲極
めて大なり、又興京方面の我部隊は前夜撫順を占領し、更に各方面に亘りて總追撃の續行
に移れり、敵捕虜はナヒモフ少將以下四萬餘、其遺棄せし死体は二萬六千五百人、その他
の死傷約九萬あり、其激烈なる大戦争たること實に空前絶後とも稱すべきものにして、又今
回の日露戦争中最大の一の大戦なりとす、

三月十四日優渥なる勅語下る將士の光榮偉大なりと云ふべし、

奉天ハ客秋以來敵軍茲ニ鞏固ナル防禦工事ヲ設ケ優勢ノ兵ヲ備ヘ

必勝ヲ期シ衝ヲ争ハントセシ所ナリ、我滿洲軍ハ機先ヲ制シ、奮然
攻進、沍寒氷雪中力戦健闘十余晝夜ヲ連テ、遂ニ頑強死守ノ敵ヲ擊
破シ、數万ノ將卒ヲ虜ニシ、多大ノ損害ヲ與ヘ之レヲ鐵嶺方面ニ
驅逐シ曠古ノ大捷ヲ博シ、帝國ノ武威ヲ中外ニ發揚セリ、朕深ク
爾將卒ノ能ク堅忍持久絶大ノ勳功ヲ奏シタルヲ嘉ミス、尙益々奮
勵セヨ、

三月十六日我軍益々長驅直に鐵嶺を占領す、此日我先進部隊は到る處敵を急追し午前零時
二十分鐵嶺を占領せり、此戦敵は死傷約一萬大砲八十門を遺棄す、同十八日クロバトキン將
軍は總司令官を免せられ、第一軍司令官リネウキツチ總司令官となれり、同十七日多大の
抵抗なくして開原を占領す、同二十二日昌圖府を占領す、同三十一日綿花街を占領す、四
月十二日蒼什を占領す、同十四日英額城を占領す、同十九日通化を占領す、

六月十七日昌圖方面其の他に敵兵來襲せしも悉く之を擊退す、同二十一日鏡城陥る、同二十六日北輪城を占領す、以後滿洲軍に於ては數多小衝突ありしも大會戰なし相持して平和克復の日に至れり、

第十一章 樺太軍ノ奏功

七月七日片岡北道艦隊樺太島コルサコフを砲撃す、我陸軍は直に上陸して同市街を占領す、同十一日進んでダアリチエ附近の敵を壓迫し、近藤港を占領す、同十二日猛なる攻撃を開始し、敵をマウカ方面に潰亂せしめて、茲に樺太南部の占領を確實にす、此日マキシムタ大尉以下八十餘名を虜にす、七月三十日樺太軍司令官中將原口兼齊樺太全島に軍政を布く、八月二日樺太軍に優詔下る、

我樺太軍ハ曩キニコルサコフ及其附近ノ敵ヲ掃蕩シテ南部ノ占領ヲ全シ、今又首府アレキサンドル府及ルイコフ地方ノ敵ヲ擊攘シテ、其占領ヲ確實ニセリ、朕深ク汝將卒ノ行動敏捷ニシテ、偉大

ノ効果ヲ收メタルヲ嘉ミス、

樺太軍主力降服し、悉く俘虜となる、同三十日敵の軍使タウラン來り軍務知事リヤブノ中將の書翰を呈す、其要旨左の如し

繃帶材料及醫藥ノ缺乏、並ニ負傷者ニ對スル治療ノ不可能ハ、人道上一ノ感覺ニヨリ、予ヲシテ閣下ニ向ヘ戰鬪中止ヲ申込ムノ已ムヲ得サルニ至レリ云々、

我司令官は左の要旨の回答を與へたり

總て軍需品及官に屬する動産不動産を現在の儘引渡すこと、行政及軍事に關する總ての圖書類を引渡す事、以上の回答を本月三十一日午前十時迄に第一ハムダサに提出すべきこと、若し此時刻に回答を得ざれば直に攻撃を實施すべし云々、

同三十一日敵の全權たる大佐タラセンマハムダサに來り、我全權小泉參謀長と會見の結果、我提出條件に一の異議なく、軍務知事リヤブノ以下將校七十下士卒約三千二百悉く投降

して樺太島は全く平定せり、

第三編 海戦史

第一章 旅順第一二回の攻撃仁川の海戦及其他の記事

敵は並界無比の天險と稱する、旅順の要害により、我は忠勇義烈の將卒と、堅牢精緻の艦艦を有す、其一舉一動、一進一退は共に世界の海戦史上に特筆大書するに足れり、明治三十七年二月八日露交渉の破裂と共に、旅順第一回の攻撃は開始せられたり、聯合艦隊司令長官東郷大將の報告左の如し、

聯合艦隊は二月六日を以て佐世保を出發したる後、總て豫定の如く行動し、八日正午我驅逐隊は旅順にある敵を攻撃せり、當時敵の艦隊の大部隊は旅順口外にありて、我驅逐隊の水雷に罹りしもの、少なくとも「ボルタワ」形一隻「アリコリア」外二隻ありしものと認め、我艦隊は九日午前十時旅順口沖に達し、正午より約四十分間港口外に殘留せる敵艦隊を攻撃せり、此攻撃の結果は未だ明瞭ならざれども、敵に少なからざる損害を與へ大に彼れか士氣を阻喪せしめたるものと信ず、午後二時戦闘を止め引揚げたり、此の攻撃に於ける我

艦隊の損害は輕少にして毫も戰鬥力を減せず、死傷は約五十八名にして内戦死四名負傷五十四名なり、

我艦隊は敵の砲火を侵てし攻撃を果し、其大部は己に本隊に合せり、

艦隊に御乗艦の各殿下は皆御無事なり、我將卒一般の戰鬥に従事せる狀況は頗る沈着にして恰も平生の演習に異ならず、戰鬥後に於て士氣は益々旺盛にして舉動は愈々沉着なり、

二月九日我海軍の一隊は本隊と分れて仁川港に向ふ、東郷長官其の行を送り信號を以て成効を祝すと示や、直に暫て成効せんと信號して將士皆奮奮へ意氣既に露國を呑む時正午露國軍艦「ワリヤーク」及「コレーツ」仁川港より出で來り、我艦隊之れを八尾島以西に邀撃す戰三十五分、後ち彼れは仁川港に退却せり、午後四時三十分「コレーツ」は爆發し、其後「ワリヤーク」及露國汽船「モンガラー」も破壊沈没せり、我艦隊は一の死傷者なく隊も些の損害なく軍氣大に振へり、

二月十一日敵の補給艦隊北海道に出現し、卑怯又無法にも戰鬥力なき我小蒸氣船「古浦丸」を撃沈せり、同十四日旅順第二回の水雷夜襲は開始せられ、速烏朝霧の二艦暗夜に乗じ奮進猛闘大に敵艦を傷めたり、同十五日露國水雷母艦「エニヒー」旅順港外に沈没す、同十六日伊國にて新造せる日進、春日の二艦横濱に到着す、國內の士氣益々振興せり、

第二章 第三回の攻撃と閉塞及其他の記事

二月二十四日第三回旅順攻撃と共に空前の一大壯舉たる旅順口閉塞の一大快事あり、決死の士七十七人有馬中佐を總指揮官とし、廣瀬中佐以下閉塞船五隻天津丸報國丸武揚丸仁川丸武洲丸に乗じ、敵の港口を封鎖す、其壯烈快舉鬼神を泣かしむ、東郷長官の報告左の如し聯合艦隊は去る二十日より豫定の行動を開始し、途上天候不良のため行動を一日順延したる後、二十二日より旅順口方面に進發し、驅逐隊は二十四日午前二時頃旅順口外を搜索して「アムル」の如き敵の一軍艦を襲撃せしも其の結果は明かならず、又同日午前三時三十分我忠勇なる旅順口閉塞隊は、強力なる四ヶ所の探海電燈を猛烈なる砲火を侵し、旅順港口に接近せしが、天津丸は敵の探海燈の爲めに少しく進路を誤り、老鐵山の東海岸に坐礁し

武揚丸は其外方約四百メートルに自ら破壊沈没し、報國丸は進んで港口燈臺下に達して船首を約北西にして坐礁し、一隻は其の南東微東二鐘半の所に是れも亦自ら破壊沈没したり、又他の一隻は饅頭山下の海岸に坐礁せるもの、如し、又我が勇敢なる水雷艇隊は翌朝黎明まで港外にあり敵の砲火を侵して収容に従事し、前記沈没船五隻にありし勇士を悉く収容し得たり、旅順口閉塞隊及水雷艇隊の此勇敢なる行爲は、能く帝國軍人の忠勇義烈を證明せるものにして、港口閉塞の目的は不幸にして完全に達し能はずと雖、其の無形の効力莫大なりしものと信ず、閉塞船中仁川丸の卒一名戦死報國丸の下士以下三名敵弾のため輕傷を蒙りしも、其他は皆無事なり、又各水雷艇隊及驅逐隊も一の損傷なし、

勅語

聯合艦隊ノ旅順港口ヲ閉塞セントシタル壯舉ヲ聞ク、

朕深ク其ノ事ニ與カリシ、將校下士卒ノ忠烈ヲ嘉ニス、

我艦隊は二十四日午前十時旅順口沖に達し、巡洋艦隊は直に港外を偵察して、遇敵の旗艦「ノーウィック」及驅逐艦五隻が老鐵山の方より港内に入らんとするを發見し、之れを砲撃せり、同日夜我驅逐隊は三部隊に分ち、其の第一隊は鳴濤を第二隊は大連灣を搜索したるも敵を發見する能はざりし、又第三部隊は旅順港外にて敵の砲火の下に一回の襲撃を試みたるも、其果効は詳らかならず、同二十五日午前九時我艦隊は再び旅順港外に至り、敵艦「ヤン」・「アムコル」・「ノーウィック」の三艦港外にあるを見、港内の間接射撃を兼て遠距離より敵の三艦を砲撃せり、敵は要塞と協力して、凡そ二十分間應戦せしが、須臾にして悉く港内に入れり、因て我艦隊は砲撃を止め港外を去れり、此砲撃は距離稍遠かりしを以て、其敵艦に對する効力は大ならざるものと認む、我艦亦一の損害死傷なし、敵の運動によし察するに彼れは専ら敵を要塞の十字砲火と、水雷施設面内に誘致せんとするもの、如し、主力艦隊の砲戦中、我巡洋艦隊は港口の南方に於て敵を監視したるに、老鐵山南方に敵驅逐艦二隻の港内に入らしとするを發見し、直に之れを砲撃せしが、其の一隻は旅順口

内に逃走せしむ。他の一隻を鳩灣迄追撃し、遂に之れを撃破せり、此時逐艦は四本煙突のものにして、鳩灣の北方に擱岩して我砲弾のために破壊せられたり、我巡洋艦の諸艦には別は損傷なし。

第三章 旅順第四五六回の攻撃と閉塞

三月十日第四回の旅順攻撃を開始す、甲乙の驅逐艦隊は淺井大佐土尾中佐司令の下に、曉霞潮漣曙の諸艦を率へ、敵の艦隊は近づき、非常の大激戦大接戦となり、舷々相摩して奮戦決闘す。敵艦大に破れ「ステレクローリンチ」號は破壊沈没せり、同二十二日第五回旅順攻撃を試みしも敵の諸艦恐れて出でず、同二十七日第六回旅順攻撃を行ふ、第二回決死隊再び港口閉塞の壯舉をなす、東郷大將の報告左の如し、

聯合艦隊は去る二十六日、再び旅順に向へ同二十七日午前二時三十分敵港閉塞を決行せり、四隻の閉塞隊は驅逐及水雷艇隊援護の下に茲に、旅順港口に達し敵の探海燈の照射を冒して、港口に直進し、約二海里に達する頃敵の發見する所となり、兩岸の要塞及び哨艇より猛烈なる砲火を受けしむ、之れに屈せず、四隻相次で港口水道に闖入し、第一の千代丸は黃金山の西側に於て海岸より約半鏈の所に投錨爆沈し、第二の福井丸は千代丸の左側を過ぎて少しく前方に進み投錨せんとす時、敵の驅逐艦より魚形水雷一發命中し、次て其の位地に爆沈し、第三の彌彦丸も福井丸の左側にいで、投錨爆沈せり、第四の米山丸は稍後れて港口に達し、敵の驅逐艦の艦尾と衝突しながら、既に沈没せる千代丸と福井丸との間を通過し、水道の中央に投錨せしとき敵の魚形水雷一發を受け、惰力のため左岸に近き舷首を左にして横に沈没せり、敵の猛烈なる砲火の下に於て斯くの如く、閉塞船が勇敢沈着其の任務を遂行したるは、事業として間然する所なく、誠に賞讃するに餘りあり、只遺憾なるは彌彦丸と米山丸との間に尙ほ空隙を存し、完全に通路を閉塞することを得ざりし一時なりとす、此壯烈なる閉塞の再舉は前回之れに従事したる勇士の切腹を容れ、將校及機關士は主として前回のものをして之れに任せしめ、下士以下のみは新志願者を以て交代せしめたり、

閉塞隊員中戦死者は中佐廣瀬武夫兵曹長杉野孫七外下士卒二名重傷中尉島田初藏輕傷大尉正木義太太機關士梨田富太郎外下士卒三名にして、其の他は悉く無事我水雷艇隊驅逐隊に收容されたり、戦死者中福井丸の廣瀬中佐及杉野兵曹長の最後は頗る壯烈にして、同船の投錨せんとするや杉野兵曹長は爆發薬に點火するため、船艙に下りしとき、敵の魚形水雷命中したるを以て、遂に戦死せるもの、如く、廣瀬中佐は乗員を端艇に乗り移らしめ杉野兵曹長の見當らざるため、自ら三たび船内を搜索したるも、船体次第に沈没し、海水上甲板に達するに以て、止を得ず端舟に下り本船を離れ、敵彈の下に退却する際、一巨彈中佐の頭部を撃ち、中佐の体は一片の肉塊を船内に殘して海中に墜落したるものなり、中佐平時に於ても常に軍人の龜鑑たるのみならず其最後に於ても、萬世不滅の好鑑を殘せるものと云ふべし、

閉塞隊員の掩護收容に就ては、直接其の任に當りし水雷艇隊最も其の力を盡し、天明過るまで敵の砲火に曝露して共に任務と遂行せり、就中蒼鷹燕の二艇は、閉塞隊員を護衛して港口より約一海里に達し、敵の驅逐艦一隻と會戦し、多大の損害を加へ、敵は瀛艦を破裂されたるもの、如く、盛んに蒸氣を吹かしつゝ、退却せり、閉塞隊の端舟の港外に退却する時、目撃する所によれば、敵艦と認むべきもの黄金山下に於て全く進退自由を失へたるもの、如しと云ふ、我水雷艇隊は天明過るまで熾んに敵の砲火を蒙りしに拘らず寸毫も損傷なし、

四月十三日第七第八回の旅順攻撃をなす、敵の名將マカロフ中將旗艦「ペトロパウルウス」に座乗し、港口に出で、戦へしが、其敵し難きを知り、再び港内に逃入せんとする時、我機械水雷に罹り憐むべし艦と共に轟沈戦没す、
「キルリ」太公亦負傷し、萬死に一生を得て、救助船のために收容せられたり、
同二十三日上村艦隊浦塩に向ふ、

勅語

聯合艦隊ハ旅順口ニ迫リ、敵艦ヲ沈メ偉功ヲ奏セリ、

朕太タ之レヲ嘉尙ス、

五八

第四章 元山新浦の慘事及其他の記事

四月二十五日敵の浦鹽艦隊密に出で、元山を襲へ我汽船五洋丸を撃沈し、最も慘劇を極む、又此日我金州丸は陸海軍共同の下に於て、歩兵第三十七聯隊(大坂)第九中隊を乗込ませ、威鏡道利原を偵察して、其任務を終へ、元山へ歸航中、敵艦のために撃沈せられ、下士卒は悉く戦死し、將校は多く捕虜となれり、五月三日遠江丸佐倉丸愛國丸江戸丸三河丸小樽丸朝顔丸の八隻は、各忠勇壯烈なる決死の將卒を乗せて第三回の旅順口閉塞を實施し終に其目的を達せり、此舉白石、高柳、野村、向、湯淺の五少佐は不幸にも壯烈なる名譽の戦死を遂げたり、

勅語

聯合艦隊ハ三タビ旅順口閉塞ノ舉ヲ行ヘ猛激ナル敵ノ抵抗ヲ排シ
其ノ目的ヲ達セリト聞ク、

朕倍ス其ノ事ニ興リシ、將校下士卒ノ忠烈ヲ嘉ミス、

五月十四十五の兩日は我海軍に取りて、尤も大不幸を興へたる凶日なり、軍艦宮古は掃海中水雷に觸れて爆沈し、巡洋艦吉野は春日と衝突し、戦艦初瀬は敵の水雷に罹り、共に沈没し、此日戦艦八島又沈没し、十八日大島沈没す、

六月四日敵の砲艦「グレミヤスチー」我に向て砲撃しつゝ、進行し來りしが、幾何もなく大爆聲と共に黒烟を揚げ沈没せり、

六月六日我軍第三回旅順強行偵察をなす、同七日分遣艦隊は旅順口背面沿岸の封鎖中、蓋洲を威嚇砲撃をして、敵に多大の損害を興へたり、同十三日我臺北丸は敵前に於て機械水雷敷設中、水雷一箇爆發し、海軍少佐眞崎安一以下多くの死傷者を出だせり、

第五章 玄海沖の慘事及其他の記事

五九

六月十五日我陸軍運送船佐渡丸常陸丸長門丸等午前十一時門司を去る約四十哩の附近に於て、敵の浦塩艦隊に遭遇し、常陸丸は憐むべし乗組員と共に沈没す、噫何等の悲惨すや、此時長門丸も沖の島附近に於て敵艦に撃沈せらる、噫何等の大恨事すや、常陸丸には聯隊長須知中佐新設聯隊を率ゐて乗組み居りしが、最早運命の如何ともする能はざるを知り、自ら軍旗を焼き、旗竿を齒と手を以て之れを粉碎し、後ち静かに 陛下の萬歳を唱て自殺せり、其悲壯其沈着眞に軍人の鑑なりと云ふべし、同十八日玄海來襲の敵艦北海に現る、上村艦隊搜索尤も勉む、同二十七日我水雷艇隊旅順口を夜襲し、敵の二艦を撃沈す、同三十日敵艦亦元山を襲び小汽船及帆舞船を撃沈す、七月五日砲艦海門大連港外に於て作業中敵の機械水雷に觸れて破壊沈没し、高橋艦長以下二十餘名死傷せり、同二十五日より三十日に亘り浦塩艦隊日本海に出現し、津輕海峡より東京附近に來り、下田沖に於て我が商船を捕獲し、暴行を恣にせり、八月五日我驅逐艦曙 電 の三艦敵の驅逐艦十四隻と旅順港外に會戦し、敵艦多大の損害を受けて潰走す、我海軍の猛勇倣活眞に驚くべし、

第七章 旅順の大激戦浦塩艦隊の撃沈及其他の記事

八月十日旅順口に於て大激戦あり、東郷大將の報告左の如し、

聯合艦隊は一昨十日敵艦隊の旅順口を脱出して南下せんとするを遇岩附近に邀撃し、次て之れを東方に追撃し、午後一時より日没過ぎまで激戦し、敵に多大の損害を與へたり、此戦闘後期に於て敵の砲火は大に衰へ、陣形は全く潰亂して各艦箇々分裂し、「アスコリド」「ノーウ井ツク」驅逐艦數隻は南方に遁航し、其の他の諸艦は各自旅順口に向へ、我驅逐隊水雷艇隊に追尾襲撃せられ、更に少なからざる損害を受けたるもの、如く、「ツエザレーウ井ツチ」は其救命浮標及屬具等の戦場に浮流せるに徴すれば、或は轟沈されたるならん、驅逐隊水雷艇隊襲撃の結果に就ては未だ詳細の報告に接せず、右「アスコリド」「ノーウ井ツク」「ツエザレーウキツチ」「パルラーダ」の外は昨朝旅順口に遁入したるが如し、我艦隊諸艦には大なる損害なく、今後の戦闘に支障なし、死傷は全隊を通じて將校以下畧百七十なり、

勅語

六二

聯合艦隊ハ敵ノ艦隊主力ヲ旅順口沖ニ邀撃シ、大ニ之レヲ破リ多大ノ損害ヲ與ヘタリ、

朕深ク其ノ武勇ヲ嘉尙ス、

八月十四日暴逆無道なる浦塩艦隊は、蔚山沖に於て我上村艦隊の發見する所となるや、我海軍の將士踴躍奮起して、敵艦を猛撃し、敵の艦隊殆んど生氣なし、既にして「リューリッツ」は撃沈せられ、「クロンボーイ」「ロシヤ」の二艦は遁逃せしも、多大の損害を受けて戦場に堪はず、語に曰く天網恢々疎にして漏さずと豈に眞ならずや、

勅語上村長官ニ下ル

第二艦隊ハ百難ヲ排シ朝鮮海峽遮斷ノ任ニ當リ、遂ニ浦塩方面ノ敵艦隊ヲ撃破シ、其一艦ヲ沈メ偉功ヲ奏セリ、

朕深ク將校下士卒ノ勤勞勇武ヲ嘉尙ス汝等益々奮勵シテ前途ノ大成ヲ期セヨ、

八月二十日黄海大海戦に於て遁逃せし敵艦「ノーウィック」は密に逃れて樺太島「コルサコフ」にあり、我艦隊對馬千歳之れを發見し、港内に撃沈す、九月十八日軍艦平遠遭難艦長以下多く戦没す、十二月七日敵艦「レットウキザン」を撃沈す、同十二日我水雷艇隊「セバストポリ」を襲撃して、其の艦首を沈む、旅順の敵艦益々困憊す、

明治三十八年一月六日聯合艦隊東郷長官及乃木大將に勅語下る即ち第二編第九章に記載せり、

第七章 パルチツク艦隊の殲滅

明治三十七年九月十三日露國海軍中將ロシエストウエンスキー提督戰艦「クニアールズワロウ」號に座乗し、三十餘隻の精銳なる艦隊を引率し、威風堂々一撃極東の海權を掌握するの目的を以て、其本國「クロンスタット」港を抜錨してより、航海九ヶ月漸く我東洋に

侵入せり、我海軍々人は勿論舉國踴躍、彼れの殲滅を期す、左の詩歌は波艦隊が「カムラ
ン」灣内に彷徨せるの時、送答せしものにして、當時新聞紙上に記載せられ波艦隊の運命
をトせし美談となす、

題波艦隊

根本朴堂

三笠檣頭旭旗鮮、新來敵艦命如烟、請看轟沈凱歌曉、

皇威赫然輝九天、

はるちつく飛んで

火にいろなつの虫

返歌

三笠艦乗組水兵 猪狩二郎

焼灰はまたも日本の

こやしかな

東郷大將の引率する聯合艦隊は、波艦隊の南洋に現出するや、是れを日本海附近に迎撃す
るの計畫を定め、朝鮮海峡に全力を集中して、徐々に其北上を待ち常に數隻の哨艦を南方
警戒線に配備し、各艦隊は一切の戦備を整へて、其根據地に泊在せり、然るに五月二十七
日午前五時頃に至り南方哨艦の一隻信濃丸より無線電信を以て敵艦の對島海峡東水道に向
ふ旨警報し來るを以て、各部隊は直に對敵行動を開始せり、午前七時左翼哨艦、和泉丸も亦
敵隊を發見し、巡洋艦隊東郷戰隊續て出羽戰隊も午前十時十一分壹岐對馬の間に於て、敵と
接觸し、一々其の行動を主力艦隊電報にしたるを以て、主力艦隊は午後二時頃沖の島附近
に敵を迎へ、先づ其の左翼列先頭より撃破せんとする心算を立て、主力隊裝甲巡洋隊瓜生
戰隊及各驅逐隊は正午沖ノ島附近に達し、午後一時四十五分初めて敵艦を發見し、二時過る
頃遂に砲火を開きたり、

我猛烈なる砲火の集中は、須臾にして先頭艦たる「オスラビヤ」を破壊し、旗艦「クニヤ」
「シスワロフ」二番艦「アレキサンデル」三世を始め、後續の諸艦に火災を起さしめしを以て

大に敵の陣形を亂したり、時に午後二時四十八分勝敗の數既に懸々たり、我艦隊は斯くの如くにして除々に敵を南方に壓迫し、愈々猛射を極めたりしかば、敵は混亂し午後四時四十分頃に至りて、遂に北方に血路を開くを斷念し、漸次南方に向て遁逃を企てたり、依て主力艦隊は直に之れを追撃し、午後五時四十分頃敵の殘艦約六隻の北東に遁逃するを發見せり、之れと並航戦を試み、大に之れを撃破したり、此時夕陽已に暮き水雷艇の攻撃時期に入りたるを以て、茲に當日の奮戦を結了せり、夜に入りて各驅逐隊水雷艇隊は、猛烈果敢なる攻撃をなし、午後八時十五分より十一時過る頃まで、敵の殘艦の周圍に圍集し、激烈なる肉薄的襲撃を決行せり、

翌二十八日黎明我主戰艦隊裝甲巡洋艦隊其の他の艦艇鬱陵島の南方約二十海里の邊に集合して、大に索敵の法を講ず、午前十時三十分頃我主戰艦隊裝甲巡洋艦隊は竹島の南方約十八海里の地点に於て敵艦「ニコライ」一世「アリロー」海防艦「アトミラルアナラキヤン」アトミラルセラアイン」及巡洋艦「イズムロード」の五隻を包圍せり、敵は到底我優勢に敵すべからざるを知り司令官ボカドフ少將全艦を率て我に降伏したり、「イツムロード」のみは降伏に先たち南方に逃れ、後北方に逸せり、午後三時三十分驅逐艦連陽炎は鬱陵島の西南約四十海里に於て遁走し來れる、彼れの驅逐艦二隻を發見し、之れを西北に追躡して、四時四十分戦闘を開始せしに、敵は遂に白旗を掲て降意を表したるを以て、連は直に之れを捕獲せしに、是れは驅逐艦「ヒュードワイ」にしてロ提督の移乗し居りしものなり、ロ提督は憐れにも艇と共に捕虜となれり、尙瓜生艦隊矢島驅逐隊は鬱陵島の東南岸に於て「ドモトリドンヌコイ」を撃沈し、其他敗殘艦隊は或は沈み或は傾き全艦隊殆んど全滅に歸したり、

此の海戦は歴史上絶空の大海戦なり敵の艦船は三十八隻にして我精銳なる艦隊のため撃沈せられたるもの二十隻、捕獲されたるもの五隻、他は破壊遁走若くは武装解除等にして、雄大壯烈なる大規模大計畫を以て派遣せられたる艦隊は僅二日の間に雲散霧消に歸し、憐れなる最後を遂げたり、之れに反し我海軍の大勝利大成功は眞に全世界を敬服せしめたり

勅語東郷大將ニ下ル

六八

勅語

聯合艦隊ハ敵艦隊ヲ朝鮮海峽ニ邀撃シ、奮戰數日遂ニ之レヲ殲滅シ空前ノ偉功ヲ奏シタリ、朕ハ汝等ノ忠烈ニヨリ祖宗ノ神靈ニ對スルヲ得ルヲ擇ブ惟フニ前途尙遼遠ナリ、汝等愈奮勵シテ以テ戰果ヲ全フセヨ、

勅語帝國海軍ニ下ル

勅語

我海軍ハ籌畫攻戰共ニ宜シキヲ得、中外相待テ敵ノ艦隊ヲ殲滅シ以テ朕カ望ミニ副ヘリ

朕深ク其偉功ヲ嘉尙ス、汝等益々努力ニテ大成ヲ期セヨ

附記

我聯合艦隊の旗艦として世界に芳名を轟きたる一等戰鬥艦三笠號は九月十日午後十二時頃不慮の災厄に罹り、不幸にして數百の勇將卒と共に沈没せり、今三笠艦乗込一等水兵猪狩二郎朝日艦乗込三等兵曹佐久間壽男二氏の直話を左に記述す、

佐久間兵曹の直話

九月十日午後十二時頃轟然たる大爆發の聲に睡夢を攪破せられ、直に防火隊となりて三笠に馳せ着きました、すると副長と思はしき人出て來り、前部の負傷者を扶助してくれよと云はれしを以て、そこに至りて見れば裡体のまゝ、全身火傷糜爛せる負傷者、幾十となく悲鳴し、伏し居りました、時に長谷川少尉來り早く我に助力し呉れよ、此の中に幾百の兵士あり、助けなければならぬと云ふを以て、余外三名中部甲板に至り昇降口を排きしに其の中は瓦斯を以て蔽はれ、幾百の兵士は悲鳴叫喚或は回り或は顛倒し世に所謂焦熱地獄とは斯

六九

くやと思ふ一刹那第二の爆發にて此の幾多の勇士は殆んど死せり、後ちにて聞けば余の排
きたる昇降口より五六名飛び出し幸に一命を拾へたるものありしと云ふ、此爆發にて余は
氣絶し、其の場に倒れて何にも分りませんでした、暫くして心附き、起き見れば自分の手
足頭部は火傷して、進退自由ならず、特に猛烈なる烟燄艦内を蔽へ、如何ともする能はず
、盲目に馳せ回りしに、幸にも前部に出て、麻網に取付き、海中に降り端舟に收容せられ
、斯くして万死に一生を得たる次第にして、其慘憺たる有様は、何とも言語に盡くされま
せぬ、全行四人の内二人は其の時死にました、

猪狩水兵の直語

開戦以來幾多の戦闘に偉大の功を奏したる、我三笠艦か不慮の災厄にかゝり、幾多の健兒
と共に沈没したしたるは實に歎はしき次第であります、余は第一爆發の時漸く就床したる
時にて、午後十二時頃でありました、其の原因は未だ分りません、此の爆發にて艦内殆ん
ど烟と焰とを以て蔽はれ、兵員は皆負傷し、防火に従事するもの稀にして、且つ艦内に備

へ付けたる器械ポンプも運轉の自由を失へ殘存兵員は必死力を盡くすも如何ともすること
能はず、十數分の後、后部艦橋は消火したるも、中下甲板以下は火勢益々猛烈にして、木材
の燃ゆるあり、釣床の燃ゆるあり、幾百の負傷者は悲鳴叫喚して焰火の中に馳け回り居れ
り、此時余は裡体のまゝ、將官室に至り、御眞影を卸したり、其の時飯田參謀來りしを以て
、畏れ多くも御眞影を該參謀の寢巻に包みて、之れを持ち出しました、次に幕僚事務室に飛
び込み、重要書類を抱へ出し、之れを敷島に移し、再び歸りて書類を持ち出し、荷遣せん
とする一刹那、第二の爆發あり、迎ても叶はぬと思へ、前部に馳せ上り、海中に投して救
助せられました、此懐槍悲惨なる状況は言語に盡し難く、幾多の戦友の慘死を思へば今も
猶慄然と致します、

第四編 平和克復史

第一章 日露兩國全權の會合

米國大統領ルーズウェルト氏の紹介により、明治三十八年八月五日日露兩國の全權委員即ち小村壽太郎高平小五郎セルシウ井アデ、ローゼンの四氏米國首府に於て會合し、米國大統領は二大強國の幸福と隆盛を祈り、且づ人類の利益の爲め公正にして永久の平和を速に締結せんことを希望する旨を開陳したり、此日兩全權は談判地と定めたるポーツマウスに向て出發せり、

八月十日媾和談判開始せられ、我か全權は文書を以て媾和條件を通知せり、爾來日を重ね樽俎の間に折衝し米國大統領の幹旋と帝國政府の寛仁に由り、九月五日講和全く成れり、

第二章 平和克復ノ勅語

詔 勅

朕東洋ノ治平ヲ維持シ、帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ、國交ノ要

義トナシ、夙夜懈ラス以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ、不幸客歲露國ト釁端ヲ啓クニ至ル、亦寔ニ國家目衛ノ必要已ムヲ得ザルニ出テタリ、開戦以來朕カ海陸ノ將士ハ、内籌畫防備ニ勤メ、外進攻出戰ニ勞シ、万難ヲ冒カシテ殊功ヲ奏ス、在廷ノ有司帝國議會ト亦善ク其職ヲ盡シテ以テ朕カ事ヲ獎メ、軍國ノ經營内外ノ施設、其緩急ヲ愆ラス、億兆克ク儉ニ克ク勤メ、以テ國費ノ負擔ニ任シ以テ資用ノ供給ヲ豐ニシ、舉國一致大業ヲ贊襄シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ發揚シタリ、是レ固ヨリ我皇祖皇宗ノ威靈ニヨルト雖モ、抑モ亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ、億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラスンハアラス、交戦二十閱月帝國ノ地歩既ニ固ク帝國ノ權利既ニ伸フ、朕ノ常ニ平和ノ治ニ汲々タル豈ニ徒ニ武ヲ

窮メ生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲センヤ、嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ヒ平和ヲ重ニスルニ出テ、日露兩國政府ニ勸告スルニ講和ノ事ヲ以テスルヤ、朕ハ深ク其好意ヲ諒トシ、大統領ノ忠言ヲ容レ、乃チ全權委員ヲ命シテ、其事ニ當ラシム、爾來彼我全權ノ間數次會商ヲ累テ、我ノ提議スル所ニシテ始メヨリ交戦ノ目的タルモノト東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ、露國其要求ニ應シテ以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ、朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ覽ルニ、皆善ク朕カ旨ニ副フ乃チ之レヲ嘉納批准セリ、朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ、上ハ以テ祖宗ノ靈鑑ニ對ヘ下ハ以テ不續ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ビ、汝チ有衆ト其ノ譽ヲ偕ニシ永ク列國ト治平ノ慶ニ賴ランコトヲ思フ、今ヤ露國亦既ニ

舊盟ヲ尋テ、帝國ノ友邦タリ、即チ善隣ノ誼ヲ復シテ、更ニ益々敦厚ヲ加フルヲ期セザルヘカラス、惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻息マズ國家内外ノ庶政ハ、一日モ懈リナカラシムヲ要ス、偃武ノ下益々兵備ヲ修メ、戰勝ノ餘愈々治教ヲ張り、然シテ后チ始メテ能ク國家ノ光榮ヲ無疆ニ保テ、國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スヘシ、勝ニ狃レテ自ラ裁抑スルヲ知ラス、驕慢ノ念從テ生スルカ如キハ、深ク之ヲ戒シメザルベカラス、爾有衆其レ善ク朕カ意ヲ體シ、益々其事ヲ勤メ、益々其業ヲ勵ミ、以テ國家富強ノ基ヲ固クセンヲ期セヨ。

明治三十八年十月十六日

第三章 陸海軍に賜りたる勅語

詔 勅

朕カ敬愛スル帝國陸海軍ニ告ク

嚮ニ汝等ニ示スニ軍人ノ精神タル訓規五ヶ條ヲ以テシ、明治二十七八年戰役終ルヤ、深ク邦家ノ前途ヲ思ヒ、更ニ汝等ニ諭示スル所アリ、爾來十閱年朕カ陸海軍ハ世界ノ進運ニ件ヒ、經校大ニ其歩ヲ進メタリ、不幸ニシテ客歲露國ト釁ヲ啓キシヨリ、汝等協力奮勵各々其任務ニ從ヘ籌畫宜シキヲ得、攻戰機ヲ制シ、陸ニ海ニ曠古ノ大捷ヲ奏シ、帝國威武ヲ宇内ニ宣揚シ、以テ朕ノ望ミニ副ヘリ朕ハ汝等ノ忠誠勇武ニヨリ、出帥ノ目的ヲ達シ、上ハ祖宗ニ對シ、下ハ億兆ニ臨ミ、天職ヲ盡スヲ得タルヲ喜フ、深ク其戰ニ死シ病ニ斃レ、又ハ廢痼ト爲リタルモノヲ悼ム、朕今露國ト和

ヲ講ス、惟フニ我軍ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ更ニ責務ヲ重カラシメ、國運ノ隆昌亦汝等ノ努力ニ待ツコト大ナリ、汝等其レ能ク朕カ意ヲ對シ、留リテ軍隊ニアルモノト、散シテ郷國ニ歸ルモノトヲ問ハス、常ニ朕カ訓諭ヲ服膺シテ、朕カ股肱タルノ本分ヲ守リ益々勵精以テ報効ヲ期セヨ、

明治三十八年十月十六日

第四章 條約批准の詔勅

天祐ヲ保有シ、万世一系ノ皇祚ヲ踐ミタル、日本國皇帝此書ヲ見ル汝有衆ニ宣示ス、朕明治三十八年九月五日亞米利加合衆國ホーヅマズニ於テ、帝國全權委員及ビ露國全權委員ノ記名調印シタル、講和條約ノ各條目ヲ親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ

間然スル所ナキヲ以テ、右條約ヲ嘉納批准ス、

神武天皇即位紀元二千五百六十五年明治三十八年十月十四日、

東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ署シ爾ヲ鈐セシム、

第五章 講和條約全文

日本國皇帝陛下及全露西亞皇帝陛下ハ、兩國及其人民ニ平和ノ幸福ヲ回復センコトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ、之レカ爲メニ日本國皇帝陛下ハ外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及ビ亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下ヲ、全露西亞國皇帝陛下ハブレメンテント、ゼ、コムミツキー、オプ、ミニスターズ、オプ、セエムハイア、オプ、ロシア、セクレタリー、オプ、ステート、セ、ルシ、ウキツテ、閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使マスター、オプセ、イムビリアル、コールト、オプ、ロシア、男爵ローマンローゼン閣下ヲ、各其全權委員ニ任命セリ、因テ各全權委員ハ、互ヒニ其委任狀ヲ示シ、其良好妥當ナルヲ認メ、以テ左

ノ諸條款ヲ協議決定セリ、

第一條 日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間、及兩國臣民ノタメ將來平和及親睦アルヘシ、

第二條 露西亞帝國政府ハ、日本國カ韓國ニ於テ政事上軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝國政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導保護及監理ノ措置ヲ執ルニ當リ、之レヲ阻礙シ又ハ之レニ干涉セサルコトヲ約ス、

韓國ニ於ケル露西亞國臣民ハ、他ノ外國臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラレヘク、之レヲ換言スレハ最惠國ノ臣民亦ハ人民ト同一ノ地位ニ置ルヘキモノト知ルヘシ、
兩締約國ハ一切ノ誤解ノ原因ヲ避ケムカタメ、露韓間ノ國境ニ於テ露西亞國又ハ韓國ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトニ同意ス、

第三條 日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス、

一本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ、遼東半島租借權カ其効力ヲ及ボス地域

以下ノ滿州ヨリ全然且ツ同時ニ撤兵スルコト、

二前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國軍隊ニ於テ、占領シ、又ハ監理ノ下ニア
ル滿洲全部ヲ舉ゲテ、全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト、

露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レザル何等ノ領土上利益
又ハ優先的若シクハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス、

第四條 日本國及露西亞國ハ、清國ガ滿洲ノ商工業ヲ發達セシメンガタメ、列國ニ共通ス
ル一般ノ措置ヲ執ルニ當リ、之レヲ阻礙セザルコトヲ互ニ約ス、

第五條 露西亞帝國政府ハ、清國ノ承諾ヲ以テ、旅順口大連並ニ其附近ノ領土及領水ノ租
借權及該租借權ニ關聯シ、又ハ其一部ノ組成スル一切ノ權利特權及讓與ヲ日本國政府ニ
移轉讓與ス、露西亞帝國政府ハ、又前記租借權カ其効力ヲ及ボス地域ニ於ケル一切ノ公
共營造物、及財産ヲ日本國政府ニ移轉讓與ス、兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承
諾ヲ得ベキコトヲ互ニ約ス、

日本帝國政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亞臣民ノ財産ガ完全ニ尊重セラルベキコトヲ約ス、

第六條 露西亞帝國政府ハ長春旅順口間ノ鐵道、及ヒ其一切ノ支線並ニ同地方ニ於テ之レニ附屬スル一切ノ權利特權、及ヒ同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其利益ノタメニ經營セラル、一切ノ炭坑ノ保償ヲ受クルコト、且ツ清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓與スベキコトヲ約ス、兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ベキコトヲ互ニス、

第七條 日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商業ノ目的ニ限リ經營シ、決テ軍略ノ目的ヲ以テ之レヲ經營セザルコトヲ約ス、該制限ハ遼東半島租借權ガ其効力ヲ及ボス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セザルモノトモルヘシ、

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ、交通及運輸ヲ増進シ、且ツ之レヲ便宜ナラシムルノ目的ヲ以テ、滿洲ニ於ケル其接續鐵道業務ヲ規定セシムルガタメ成ルヘク速ニ別

約ヲ締約スヘシ

第九條 露西亞帝國政府ハサカレン島南部及ヒ其附近ニ於ケル、一切ノ島嶼並ヒニ該地方ニ於ケル一切ノ公共造營物及ヒ財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス、地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム、該地域ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヘ之レヲ決定スヘシ、

日本國及露西亞國ハサカレン島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル、各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之レニ類スル軍事上ノ工作物ヲ築造セザルコトヲ互ニ同意ス、又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上ノ措置ヲ執ラサレコトヲ約ス、

第十條 日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞臣民ニ就テハ、其ノ不動産ヲ賣却シテ、本國ニ退却スルノ自由ヲ保留ス、但シ該露西亞國臣民ニ於テ讓與地域ニ在留セシト欲スルトキハ日本國ノ法律及管轄權ニ服従スルコトヲ條件トシテ完全ニ其ノ職業ニ從事シ、且ツ財産權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラレヘシ、日本國ハ政事上又ハ行政上機

能ヲ失ヘタル住民ニ對シ、前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ、又ハ之レヲ放逐スヘキ充
分ノ自由ヲ有ス、但シ日本國ハ前記住民ノ財產權カ完全ニ尊重セラレヘキコトヲ約ス、

第十一條 露西亞國ハ日本海オコツク海及ヒベーリング海ニ瀕スル、露西亞國領地ノ沿岸
ニ於テ、漁業權ヲ日本國臣民ニ許可センカ爲メ、日本國ト協定ヲナスヘキ事ヲ約ス、前
項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ホ
サザルコトヲ双方同意ス、

第十二條 日露通商航海條約ハ、戰爭ノタメ廢止セラレタルヲ以テ、日本帝國政府及露西
亞帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ効力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ、新ニ通商航海條約ヲ
締結スルニ至ル迄ノ間、兩國通商關係ノ基礎トシテ相互ニ最愛國ノ地位ニ於ケル待遇ヲ
與フルノ方法ヲ採用スヘキコトヲ約ス、而シテ輸入税及關稅手續通過税及噸税並ニ一方
ノ代辨者臣民及船舶ニ對スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入國ノ許可及待遇ハ何レモ前記ノ
方法ニ由ル、

第十三條 本條約實施後成ヘク速ニ一功ノ捕虜ハ互ニ之レヲ還附スヘシ、日本帝國政府及
ヒ露西亞帝國政府ハ各捕虜ヲ引受クヘク一名ノ特別委員ヲ任命スヘシ、一方ノ政府ノ收
容ニ係ル一功ノ捕虜ハ他ノ一方政府ノ特別委員又ハ正當ノ委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡
シ、同委員亦ハ代表者ニ於テ之レヲ受領スヘク、而シテ其引渡及受領ハ豫メ受領國ノ特別
委員ニ通知スヘキ便宜ノ人員及ヒ引渡國ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之レヲ行フヘシ、
日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ俘虜引渡ヲ完了ノ後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降
ノ日ヨリ死去亦ハ引渡シノ時ニ至ル迄ノ之レカ保護給養ノタメニ各負擔シタル直接費用
ノ計算書ヲ並ニ提出スヘシ、同計算書交換ノ後露西亞國ハ成ルヘク速ニ日本國カ前記ノ
用途ニ支出シタル實際ノ金額ト差額ヲ日本國ニ拂戻ヘキコトヲ約ス、

第十四條 本條約ハ日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ニ於テ批准セラレヘシ該批准ハ
成ルヘク速ニ且ツ如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十日以内ニ東京駐劄佛蘭
西公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國公使ヲ經テ日本帝國政府及露西亞帝國府ニ各之レ

ヲ通告スヘク、而メ其ノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通シテ完全ノ效力ヲ生スヘシ、
正式ノ批准交換ハ成ルヘク速ニワシントンニ於テ之レヲ行フヘシ、

第十五條 本條約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作り之レニ調印スヘシ、其各本文
ハ全然符合スト雖モ其解釋ニ差異アル場合ハ佛蘭西文ニ依ルヘシ、右証據トシテ兩帝國
全權委員ハ茲ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ、明治三十八年九月五日即チ一千九
百五年八月二十三日ポーツマスニ於テ之レヲ作ル、

小村 壽 太郎

高 平 小 五 郎

セルナウ井ツテ

ロ ー ゼ ン

第六章 追加條款

本日附日本國及ヒ露西亞國講和條約第三條及追加條約第三條及追加約款ヲ締結セリ、

第一第三章ニ付

日本帝國政及府ヒ露西亞帝國政府ハ、同時ニ且ツ講和條約ノ實施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各
其ノ軍隊ノ撤退ヲ開如スヘキヲ互ニ約ス、而メ講和條約實施ノ日ヨリ十八ヶ月期間内ニ
兩國軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然撤退スヘシ、

前面陣地ヲ占領スル兩國軍隊ハ最モ先ニ撤退スヘシ、
兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護センタリ守備兵ヲ置クノ權利ヲ保留ス、該
守備ノ數ハ一キロメートル毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ス、而メ日本國及露西亞國司令官
ハ前記最大數以内ニ於テ實際ノ必要ニ願ミ之レニ使用セラルヘキ守備兵ノ數ハ双方合意ヲ
以テ成ヘク少數ニ限定スヘシ、

滿洲ニ於ケル日本國及露西亞國軍司令官ハ前記ノ原則ニ從ヘ撤兵ノ細目ヲ協定シ、速ニ且
ツ如何ナル場合ニ於テモ十八ヶ月間ヲ超ヘサル期間内ニ撤兵ヲ實行センカタメ双方ノ同意

ナ以テ必要ナル措置ヲ取ルヘシ、

第二第九條ニ付

兩締約國ニ於テ各任命スヘキ同數ノ人員ヨリ成ル境界確定委員ハ本條約實施後成ルヘク速ニサカレン島ニ於ケル日本國及露西亞國領地間ノ正確ナル境界ヲ永久ノ方法ヲ以テ實地ニ付劃定スヘシ、該委員ハ地形ノ許ス限リ北緯五十度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要ス、若シ何レカノ地点ニ於テ同緯度ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ他ノ地点ニ於ケル對等ノ偏倚ニ由リテ之レヲ填補スヘシ、該委員ハ讓與中ニ包含セラル、附近島嶼ノ表、及明細書ヲ調製スルノ任ニ當リ、且讓與地城ノ境界ヲ示ス地圖ヲ調製シ、之レニ署名スヘシ該委員ノ事業ハ兩締約國ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス、

前記追加約款ハ其附屬スル講和條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做ス、

明治三十八年九月五日即チ一千九百五年八月二十三日ポーツマスニ於テ

第七章 日韓條約

日本國政府及韓國政府ハ兩帝國ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメンコトヲ欲シ、韓國富強ノ實ヲ認ムル時ニ至ルマテ、此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ、

第一條 日本國政府ハ在東京外務省ニ由リ、今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務ヲ監理指揮スヘク、日本外交代表者及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利害ヲ保護スヘシ、

第二條 日本國政府ハ韓國ト他國トノ間ニ現存スル條約ノ實行ヲ全フスル任ニ當リ、韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲介ニ由ラスニテ、國際的性質ヲ有スル何等ノ條約若シクハ約束ヲナサ、ルコトヲ約ス、

第三條 日本國政府ハ此代表者トシテ韓國皇帝陛下ノ閣下ニ一名ノ統監ヲレシデントセシメラルヲ、ヲ置ク、統監ハ專ラ外交ニ關スル事項ヲ管理スルタメ、京城ニ駐在シ、親シク韓國皇帝陛下ニ内謁スルノ權利ヲ有ス、日本政府ハ又韓國ノ各開港場及其他日本國政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官(レシデント)ヲ置クノ權利ヲ有ス、理事官ハ統監ノ指揮下ニ從來在韓國日本領事ニ屬シタル一切ノ職務ヲ執行シ并ニ本協約ノ條款ヲ完全ニ實行スルタメ必

要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ、

第四條 日本國ト韓國トノ間ニ現存スル條約及約束ハ本協約ノ條款ニ抵觸セサル限り總テ其効力ヲ繼續スルモノトス、

第五條 日本國政府ハ韓國皇室ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルヲ保證ス、

右証據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ、本協約ニ記名關印スルモノナリ、
明治三十八年十一月十七日

特命全權公使 林 權助

光緒九年十一月十七日 外部大臣 朴 齋 純

第八章 日清條約

大日本皇帝陛下及大清國皇帝陛下ハ均シク明治三十八年九月五日即チ光緒三十一年八月七日關印セラレタル日本兩國講和條約ヨリ生スル共同關係ノ事項ヲ協定センコトヲ欲シ右目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之レカ爲ニ大日本皇帝陛下ハ特命全權大使外務大臣從三位

勳一等男爵小村壽太郎及特派全權公使從四位勳二等内田康哉ヲ大清國皇帝陛下ハ欽差全權大臣軍機大臣總理外務部事務和碩慶親王欽差全權大臣軍機大臣外務部尚書會辦大臣劉鴻斌及欽差全權大臣北洋大臣太子少保直隸總督袁世凱ヲ各其全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協議決定セリ

第一條 清國政府ハ露國カ日露講和條約第五條及第六條ニヨリ日本國ニ對シテナラシム一切ノ讓渡ヲ承諾ス

第二條 日本國政府ハ清露兩國間ニ締結セラレタル租借地並ニ鐵道敷設ニ關スル原條約ニ照シ努メテ遵行スヘキコトヲ承諾ス將來何等案件ヲ生シタル場合ニハ隨時清國政府ト協議ノ上之レヲ定ムヘシ

第三條 本條約ハ關印ノ日ヨリ効力ヲ生スヘク且大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ニ於テ之レヲ批准セララルヘシ該批准書ハ本條約關印ノ日ヨリ二月以内ニ成ルヘク速ニ北京ニ於テ之ヲ交換スヘシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ日本文及漢文ヲ以テ作ラレタル各二通ノ本條約ニ署名調印スルモノナリ

明治三十八年十二月二十二日即チ光緒三十一年十一月二十六日北京ニ於テ之レヲ作ル

大日本帝國特派全權大使外務大臣從三位勳一等男爵 小村 壽太郎(記名)印

大日本帝國特命全權公使從四位勳二等 內 田 康 哉(記名)印

大清國欽差全權大臣軍機大臣總理外務部事務 慶 親 王(記名)印

大清國欽差全權大臣軍機大臣外務部尙書會辦大臣 恩 鴻 禧(記名)印

大清國欽差全權大臣北洋大臣太子少保直隸總督 袁 世 凱(記名)印

日清兩國政府ハ滿洲ニ於テ双方共ニ關係ヲ有スル他ノ事項ヲ決定シ以テ遵守ニ便ナラシムル爲メ左條項ヲ協定セリ

第一條 清國政府ハ日露軍隊退撤ノ後成ルヘク速ニ外國人ノ居住及貿易ノ爲メ自ラ進メテ滿洲ニ於ケル左ノ都市ヲ開クヘキトナ約ス

盛京省 鳳凰城 遼陽 新民屯 鐵嶺 通江子 法庫門 吉林省 長春(寬城子)

吉林 哈爾濱 寧古塔 琿春 三姓 黑龍江省 齊齊哈爾 愛琿 滿洲里

第二條 清國政府ハ滿洲ニ於ケル日露兩國軍隊並ニ鐵道守備兵ノ成ルヘク速ニ撤退セラレシムル切望シタル旨ヲ言明シタルニ因リ日本國政府ハ清國政府ノ希望ニ應センコトヲ欲シ若シ露國ニ於テ其鐵道守備兵ノ撤退承諾スルカ或ハ清露間ニ別ニ適當ノ方法ヲ協定シタレ時ハ日本國政府モ同様ニ照辦スヘキトナ承諾ス若シ滿洲地方平靖ニ歸シ外國人ノ生命財產ヲ清國自ラ完全ニ保護シ得ルニ至リタル時ハ日本モ亦露國ト同時鐵道守備兵ヲ撤退スヘシ

第三條 日本國政府ハ滿洲ニ於テ撤兵ヲ了シタル地方直ニ之レヲ清國政府ニ通知スヘク清國政府ハ日露講和條約追加約款ニ規定セル撤兵期間内ト雖モ既ニ左記ノ如ク撤兵結了ノ通知ヲ得タル各地方ニハ自ラ其ノ安寧秩序ヲ維持スルタメ必要ノ軍隊ヲ派遣スルコトヲ得ルモノトス日本國軍隊ノ未タ撤兵セサル地方ニ於テ若シ土匪ノ村落ヲ侵害スルコト有ル時

ハ清國地方官モ亦相當ノ兵隊ヲ派遣シ之レヲ勦捕スルヲ得但シ日本國軍隊駐屯地界ヨリ二十清里以内ニ進入スルヲ得サルモノトス

第四條 日本國政府ハ軍事上ノ必要ニ由リ滿洲ニ於テ占領又ハ收用セル清國公私財産ハ撤兵ノ際悉ク清國官民ニ還付シ又不用ニ歸スル者ハ撤兵前ト雖モ之レヲ還付スルヲ承諾ス

第五條 清國政府ハ滿洲ニ於ル日本軍戰死者ノ墳墓及忠魂碑所在地ヲ完全ニ保護スルヲ總テ必要ノ所置テ執ルヘキコトヲ約ス

第六條 清國政府ハ安東縣奉天間ニ敷設セル軍用鐵道ヲ日本政府ニ於テ各國商工業ノ貨物運搬用ニ改メ引續キ經營スルコトヲ承諾ス該鐵道ハ改良工事完成ノ日ヨリ起算シ(但シ軍隊送還ノタメ遲延スヘキ期間十二ヶ月ヲ除キニテ年ヲ以テ改良工事完成ノ期間トス)十五年ヲ以テ期間トナシ即チ光緒四十九年ニ至リテ止ム右期限ニ至ラハ双方ニ於テ他國ノ評價人一名ヲ選ヒ該鐵道ノ各物件評價セシメテ清國政府ニ賣渡スヘシ其ノ賣渡前ニア

リテ清國政府ノ軍隊並ニ兵器糧食ヲ輸送スル場合ニハ東清鐵道條約ニ準據シテ取扱フハク又該鐵道改良ノ方法ニ至リテハ日本國ノ經營擔當者ニ於テ清國ヨリ特派スル委員ト切實ニ商議スヘキモノトス該鐵道ニ關スル事務ハ東清鐵道條約ニ準シテ清國政府ヨリ委員ヲ派シ查察經理セシムヘク又該鐵道ニヨリ清國公私貨物ヲ運搬スル運賃ニ關シテハ別ニ詳細ナル規定ヲ設クヘキモノトス

第七條 日清兩國政府ハ交通及運輸ヲ增進シ且ツ之レヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以テ南滿洲鐵道ト清國各鐵道トノ接續業務ヲ規定セムカ爲メ成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

第八條 清國政府ハ南滿洲鐵道ニ要スル諸般ノ材料ニ對シ各種税金及里金ヲ免スヘキコトヲ承諾ス

第九條 盛京省内ニ於テ既ニ通商場ヲ開設シタル營口及ヒ通商場トナスヘク約定アルモ未ク開カサル安東縣並ニ奉天府各地方ニ於テ日本居留地ヲ制定スル方法ハ日清兩國官吏ニ於テ別ニ協議決定スヘシ

第十條 清國政府ハ日清合同材木會社ヲ設立シ鴨綠江右岸地方ニ於テ森林採伐ニ從事スル
 其地區ノ廣狹年限ノ長短及會計設立ノ方法並ニ合同經營ニ關スル一切ノ章程ハ別ニ詳
 細ナル約束ヲ取極ムヘキヲ承諾ス日清兩國株主ノ權利ハ均等分配ヲ期スベシ
 第十一條 滿韓國境貿易ニ關シテハ相互ニ最惠國ノ待遇ヲ與フヘキモノトス
 第十二條 日清兩國政府ハ本日調印シタル條約及ヒ附屬協約ノ各種ニ記載セル一切ノ事項
 ニ關シ相互ニ最優ノ待遇ヲ與フルヲ承諾ス

本協約ハ調印ノ日ヨリ効力ヲ生スヘク且ツ本日調印ノ條約批准セラレタル時ハ本協約モ亦
 同時ニ批准セラレタルモノト看做ヘシ右證據トシテ下名ハ各其本國政府ヨリ相當ノ委任
 ナ受ケ日本文及漢文ヲ以テ作ラレタル各二通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ
 明治三十八年十二月二十二日

即チ光緒三十一年十一月二十六日北京ニ於テ之レヲ作ル
 大日本帝國特命全權大使外務大臣從三位勳一等男爵 小村 壽太郎(記名)印

- 大日本帝國特命全權公使從四位勳二等 內田 康 哉(記名)印
- 大清國欽差全權軍機大臣總理外務部事務 慶 親 王(記名)印
- 大清國欽差全權大臣軍機大臣外務部尙書會辦大臣 盟 鴻 禧(記名)印
- 大清國欽差全權大臣北洋大臣太子少保直隸總督 袁 世 凱(記名)印

第九章 日露講和談判經過

昨年二月不幸にして露國と戰端を開きしより干戈結んで解けざるもの一年有半其の間我が
 邦は
 聖上の御盛徳と臣民との忠勇とに由り海陸共に連戰連勝の功を奏し特に奉天日本海の二大
 戰を以て勝敗の局既に決し帝國は最も優勝なる地位に立てり干時米國大統領の日露兩國に
 對し媾和を勸告せらるゝあり帝國政府も亦深く國家の利害と人道とに顧み可成速に平和を
 恢復するを可とし露國又大統領の勸告に應じたるを以て兩國政府は各其權全委員を派し
 一ツマスに於て講和談判を開くことなれり

仍て帝國政府は帝國か不得已交戦をなすに至りたる所以の目的と交戦の結果より生じたる事項とを考査して大要左の如き戦和條件を核定し即ち

第一露國は日本か韓國に於て政事上及經濟上卓絶なる利益を有することを承認し且日本か韓國に於て必要と認むる指導保護及監理の措置を取るに當り之を阻礙又は干渉せざることを約す

第二露國は一定の期限内に全然滿洲より撤兵し且つ同地方に於て清國の主權を害し又は機會均等の主義と相容れざる何等領土上の利益又は專屬的讓與等を拋棄すべきこと

第三日本は改革及善政の保障の下に遼東租借地以内の滿洲南部を清國に還付すること

第四日露兩國は清國が滿洲の商工業を發達せんかため執るべき一般の措置を妨礙せざることを

第五薩哈噠島を日本に割讓すべきことを

第六旅大租借地及之れに附屬する一切の權利を日本に讓與すべきことを

第七哈爾濱以南の東清鐵道及之れに附屬する一切の權限を日本に讓渡すべきことを

第八滿洲橫貫鐵道は露國に於て之れを保持することを許すも將來は單に商工業の目的に限り之れを使用する事

第九露國は戰爭の實費を支拂ふべき事

第十中立港に於ける柳留軍艦を日本に引渡すべき事

第十一露國其極東海軍力の制限を約すべき事

第十二沿海洲に於ける漁業權を日本臣民に許與すべき事

八月十日帝國全權委員より之れを露國全權委員に交附せり右に對し露國全權委員は翌々十二日を以て回答をなしたるか其の内に於て日本提出條件に全然全意を表したるは單に第四及第八のみにして第五第九第十十一に關しては絶對に不同意を表し其の他の條項に對しては大体に於て同意なりと雖も皆多少の條件を附せざるなし例せば露國は韓國に於ける我卓絶なる利益と自由行動權を認むるも同時に露國及露國臣民は韓國に於て絶對的に他の諸

國及諸國臣民と均等の權利を享受すること並に我、自由行動權に關しては韓國の主權を侵害せざることを條件となしたるが如き或は旅大租借地及東清鐵道の讓與に付きては豫じめ清國の承諾を條件とし殊に東清鐵道に關しては當時日本軍の占領中に屬する部分のみならず而限も清國政府をして之れを買収せしむることを提議したるが如き是なり

於之帝國全權委員は露國全權委員と數回の會商を重ね反覆討議の末へ戰爭の目的に關する條件に付ては大体に於て我提案の通り満足なる協定を得たるも戰爭の結果より生ずる條件中薩哈噠島割讓、軍費償還、抑留軍艦引渡し及び海軍力制限の四條項に就ては露國全權委員は其先例なきこと或は露國の威嚴に關することを理由とし絶對に我要求を拒絶するを以て帝國全權委員は抑留軍艦引渡し及び海軍制限を撤回し其結果兩國全權委員に於て一の妥協案を協議し即ち日本は薩哈噠島の北半を還付し露國は之れに對する報酬として一定の金額を支拂ふ事の案を具し兩國政府の訓令を請へり然れども露國政府は右妥協案に應せず結局薩哈噠の南半を日本に割讓する事を諾するも軍費亦は報酬金は全然之れか支拂を拒絶し尙

其前に於て兩國全權委員は正式會議のみならず數回の秘密會議を開き反覆擬議を盡したるも妥協に歸するを得ず此上は最早平和の交渉を繼續するの餘地なきに至れり然るに叙上の如く戰爭の目的に基く條件は既に我希望の通り協定せられたるに拘らず單に戰爭の結果より生ずる條件の數者に付き我希望を達せざるが爲め談判を破裂に歸し再び戰爭を繼續するが如きは決して帝國の眞正なる利益にあらず將又人道平和を重ずる所以に非ず故に帝國政府は斷然軍費又は報酬金の要求を抛棄し以て極東の平和を永遠に恢復するとに決し九月五日講和條約の調印を見るに至り茲に講和談判會議録を發表するに當り該談判の要領を叙す

朴堂曰く我邦は古來武を以て鳴り、建國以來未だ嘗て一たびも外國の侮蔑を蒙りたることあらず、即ち遠くは神功皇后の三韓に於ける、北條時宗の蒙古に於ける、豊臣秀吉の支那朝鮮に於ける、近くは明治二十七八年の日清戰役に於ける、同三十三年の北清事件に於ける、及び今回の日露大戰爭に於ける、一として威武を宣揚し、國光を發揮するにあらずはなし、特に今回の戰爭中、旅順の要塞戰の如き、遼陽奉天の大會

戦の如き、旅順の大海戦及び「バルチック」艦隊の殲滅の如き、有史以來未曾有の大
 會戰大激戦なるにも拘はらず、軍規整齊、將卒猛勇にして敵軍を粉砕せり、嗚呼我帝
 國々民は何によりて常に斯る武勇と權威とを有するが、是れ世界に於ける學士社會の
 汲々として調査する所にして、亦吾々探求せんと欲する所なり、抑も我帝國の斯る勇武
 を輝かすことを得る所以のものは其原因一として足らざるべしと雖も、左の數項の如
 きは亦其重なる原因なるへし、(一)萬世一系の 皇室を戴くこと、(二)國土の善美なる
 こと、(三)古來戰勝歴史を有すること、(四)武士道なるものを重んずること、等是れなり
 外國に於ては英佛露獨米清等の諸強大國を始めとし、一も萬世一系の主權者を戴くも
 のなく、或は數百年或は數十年甚たしきは數年にして皆其主權者を變更し、先代の臣
 民は今代の臣民にあらず、加之ならず亡國の臣民として却て怨恨を現代の主權者に懷
 くものあり、斯る次第なるが故に主權者に對し忠誠を致すこと到底我邦の如き萬世一
 系の 皇室を戴くものと比類すべきものにあらず、又我邦は國土豊沃、山水明美に

して自然の壯觀を呈し一般臣民は世界無比の美邦なりと確信するを以て、自然愛郷愛
 國の精神に富むものなり、又我邦は古來外國と干戈を交へて未だ嘗て一たひも敗を取
 りしことなきを以て戰爭には決して負けてはならぬものなりと確信し、外敵を擊攘す
 ることは祖先に對するの義務なりとの信念骨髓に徹するを以て、平素にありては柔和
 軟弱するものと雖も一旦干戈を取りて戰陣に臨むに及んでは猛勇奮起水火を避けず又
 我邦にありては古來武士道と稱する一種の義氣存在し、君のため國のためには身命を
 ば捧げねばならぬものとせり、此武士道なるものは古は武士即ち士族間に於て専ら重
 んせられしと雖も、諺に人は武士、花は櫻と云へりしか如く、世間一般に武士なるも
 のを尊敬せしを以て、廢藩皆兵の今日に至りては、所謂武士道なるもの民間一般に傳
 播流溢し、國民を舉て皆能く所謂武士道の精神を有するに至れり、以上數種の特質は、
 て是れ我邦の常に戰勝國たるを得る所以にして即ち此諸種の特質は漸く積み漸く集り
 其堅きこと百鍊の鐵の如く、其香はしきこと万葉の櫻の如く、所謂一種の大和魂なる

ものを成すに至りしなり、或る凱旋將校余に語りて曰く今回の大戦争に於て我軍の連戦連勝を得たる所以のものは、是れ我軍器の宜しきを得たるか爲めにもあらず、又軍器の精銳なるか爲めにもあらず、又力量の強きか爲めにもあらず、唯一種外國に比類なき一塊の大和魂なる忠君愛國の義氣ありしか爲めなりと、嗚呼此數語以て本史を結ぶに足るべき乎、

日露戦争紀念史終

附錄

日露戦争軍歌

某將軍作

世界の名高き日本國、
皇統連綿大君の、
仁義を以て建てし國、
之れに反する敵國の、
詐を偽りを常として、
咎なき家を焼き拂ひ、
逃る婦女子を辱しめ、

旭の輝く日の御旗
臣子は今や五千万
忠勇優りし國の民
其有様は皆知らん
他國の領地を掠め取り
罪なき人を打殺し
乳に泣く小兒を刺殺し

兇惡曝戾神人の、
國は廣さも荒野原、
一億有餘の人口も、
直隸平野の戦に、
歴史に名を得し「コサツク」も、
旭に溶る雪氷り、
いさ起て奮ひ我男兒、
仁義の師に敵はなし、
旅順哈爾賓踏破り、
旭の御旗を翻へし、

二
共に赦さぬ「スラブ」人
人は多きも烏合勢
六十有餘の異人種ぞ
進み兼ねたる卑怯者
今は昔の夢なるぞ
消えてぞ失せん露西亞兵
駒さへ勇む春立てり
愉快極まる此の戦
烏拉爾の山の絶頂に
「スラブ」の舊都「モスコウ」の

森の畔に追ひ籠めて、
普く宇内に官揚し、

今なるぞ

仰で見れば大空の、
俯して臨めは海原の、
酬める秋は今なるぞ
皇御國の武夫の、
鐵より堅き心もて、
鐵さん秋は今なるぞ
人生僅かに五十年、

我大君の御威徳を
世界の平和を樂まん

廣瀬 中佐作

高さに彌増す國の恩
底より深き君の恩

唯一筋に君のため
忠と勇とに己が身を、
一度死せずはならぬ身の

忠と勇に君のため、
死すべき秋は今なるぞ
御國を護る壯士の、
忠義の二字を振り翳し
顯はす秋は今なるぞ
聖天皇の軍艦の、
千辛万苦も何の其の、
試さん秋は今なるぞ
御國に仇なす奴原を、
今度の仕打のみならず

四
國のためこそ健氣にも、

日頃磨きし大和魂
御稜威と共に己が名を

勤めに馴れし我々が
鍛へに鍛へし我腕を

打拂はんは我勤め
兼々悪き「ロシヤ」坊

打懲らさんは今なるぞ
樺太交換其以來、
失敬極まる「ロシヤ」坊
晴さん秋は今なるぞ
雷なせる大砲ご、
速射砲をは打放し、
打砕かんは今なるぞ
飛び来る弾丸は雨霰、
潜りて飛び込む水雷艇、
打放たんは今なるぞ

無禮に無禮を重ねたる
日頃積りし恨み

霰玉散る機關砲
「ロシヤ」坊が軍艦を

漲る煙の其間に
功名手柄らを「トルビード」

洋服裁縫大勉強

戰捷國の光景は洋服界の需用に一大新機運を
 誘ひ來れり幣店儀此好運に際會する以上は一
 層勉強時勢の好尙に後れず直輸入店と特約し
 價格は廉直に裁縫は深功に世の風潮に對し聊
 か御遺憾無之様業務に従事可仕候間何卒續々
 御用向仰付被下度此段謹告仕候也

三春大町四ッ角

念 國分洋服店

陸海軍凱旋歡迎廣告

群る敵も何の其の、
 運轉をなして「ランシング」
 打沈めんは今なるぞ
 いか程國が廣く共
 手並の知れし「ロシア」坊
 打破らんは今なるぞ

自由自在に我艦を
 勢よくも乗りかけて
 いか程艦が多く共
 いろはにほへごちりくと

院長太田三郎藥局長久保田輝治
 看護婦長藤山ミエ是迄從軍中の
 處今回凱旋從前の如く院務に從
 事す。

追て各科専門の醫師診療及外來入院診
 療等從前の如し。

郡山太田病院

<p>品質精撰</p>	<p>確實正札</p>
<p>三春 北町 トリヤ</p>	<p>帽靴洋 靴子各 傘 各種 手巾 洋各 羽織 各種 手袋 各種 靴紐 各種 襪 各種 下履 各種 洋襪 各種 學襟 各種 文胸 各種 和服 各種 歐米 各種 米 各種 雜貨 各種 房用 各種 子房 各種 紙板 各種 貨紙板具品當類</p>
<p>勉強販賣</p>	<p>各品取揃</p>

國定教科書販賣所
 書籍取次販賣所

◎大 勉 强◎

本館は誠實と親切を旨とす

三春大町警察署向

武田屋旅館

影山ナウ

本館は諸官衙諸商店に便利なり

診察入院手術

毎日午前 午後回診 精診ノ 上 應 諾 隨 時

但シ眼科ハ回診セス



壽泉堂醫院

外科 醫學得業士任 高原榮助

眼科 大學眼科部專攻任 内山英三

院 内科婦人科擔任長 湯淺爲之進

内科小兒科擔任 醫學得業士 須賀保

(郡山中町西裏)

皮膚
梅毒

內科婦科

郡山全田醫院

需應入院

味附醬油釀造、內外食鹽石油水油類、
塗料防腐用コークス車軸油卸小賣、
元結蠟、燭、水引、燐寸、曲詰油、瓶詰油、
煉油類、瓶入香水販賣、

共濟生命保險株式會社代理店
帝國生命保險株式會社代理店
明治生命保險株式會社代理店
大同生命保險株式會社代理店
大和火災保險株式會社代理店
日本酒造火災保險株式會社代理店
諸公債々券會社銀行株式取扱



磐城三春

內藤本店

店主內藤傳之助

(商號寶屋電器ナイト)

諸公債証書。諸會社銀行國庫假本債券株券買

◎古金銀高値買入

幣店は多年の経験に依り誠實に些少の手數料を以て澤山の顧客を迎へん事を希望仕居候に付多少に不拘御持參被下るゝ時は其時々の相場に依り確實に買入可申候間何分御引立の程奉希上候若し御用向の節は葉書にて御一報相成候はゞ直に參上御相談申上候敬具

岩代國郡山字大町百五番地

川口誠三郎

角井舛屋質店

岩代郡山町

幣館は市の中央にありて諸官衙諸商店へ接近し諸事御便利にして専ら懇切を旨とし御取扱可申上候

字大町縣社角

和久屋旅館

館主 渡邊季之助

電器ワタ(ワ)

今度新築二階客室増設の處落成致し候に付一層勉強可仕猶輕便洋調理可仕候

歡迎陸海軍之凱旋

成田火災保險株式會社代理店

勉 強
衛 生
誠 實

福島縣田村郡小野新町

旅館西田屋

店主 山西 龜太郎

大坂火災保險株式會社代理店



大卸賣 の眞率

味噌醬油の原料品大豆、小麥、米、總て當
地方産にして最良なるものを選擇して
使用する塩は最良なるものを永く貯藏し
苦汐の存せざるものを用ゆ
醸造は總て天然の熟成を以て發賣す

岩代國
郡山町



味噌
醬油

山口儀作醸造

以て出 精販賣

燒酎製造、酒類、洋酒、食鹽、
日本酒造火災
保險株式會社

郡山代理店



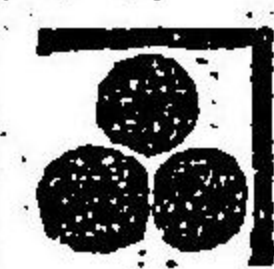
現金懸直なし

商業課目

味噌、醬油、酢、食鹽、石油、水油、洋燈、和洋各紙、文房具、和洋砂糖、燐寸、元結、蠟燭、煉油、諸帳簿、各種肥料販賣、諸官署御用、活版印刷物請負、書籍取扱、大勉強、卸小賣

磐城三春大町

紙屋本店

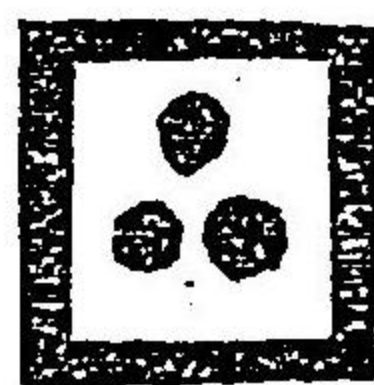


渡邊彌右衛門

現金懸直なし

唐物和洋小間物、和洋紙類、原紙及蛾袋、表具用品、文房具類、書籍雜誌取次

磐城三春大町



紙屋善吉

祝凱旋

書籍專業大勉強

福島縣三春中町

博成堂書舗

電話(マルキ)

出征軍人爲歡迎此廣告切取持參の方くは何れの名著にて大割引且つ本年五月まで景物を進呈す

熱心誠實總ての法律事務
を取扱ふ

辯護士 青木銃四郎

福島町字新町五十一番地

◎中學校教科用書

和漢洋書、文房具、和洋紙類

簿記用諸インキ、

學校用品、諸雜誌取次、理化學機械

岩代郡山中町

下虎屋書店

GROCEER
KUMATA

帽子洋傘靴服洋
各種附服洋
小用人婦
スヤリメ
州州入箱入札
具用校學等墨紙
式一具
言科教器用校學等墨紙

愛山田屋洋物店
警城三春大町

出版豫約募集廣告

曠古未曾有なる日露大戦争に於て或は戦場に抜群の勳功を奏し或は地方にありて後援の功勞あるもの其幾千萬なるを知らず本會は其殊勳芳名の湮滅せんとを恐れ兵勇諸氏は勿論尙武會員赤十字社員婦人會員軍事義會員等の寫眞及傳記を鐫刻に附し之れを萬世に傳へんとを期す。

明治卅七

八年戰役

日露戰爭勇士列傳

附功勞家小傳

豫約金壹圓
洋製頗る美本
定價金壹圓五拾錢

- (一) 本書に肖像及傳記を掲載せんとする軍人及遺族若くは其他の豫約者は四月三十日限其寫眞及本人の住所履歷戰歴軍功等を明記し本會へ送附すべきものとす、
- (二) 寫眞挿入希望者は實費として金貳圓を要す、但本冊子を進呈す

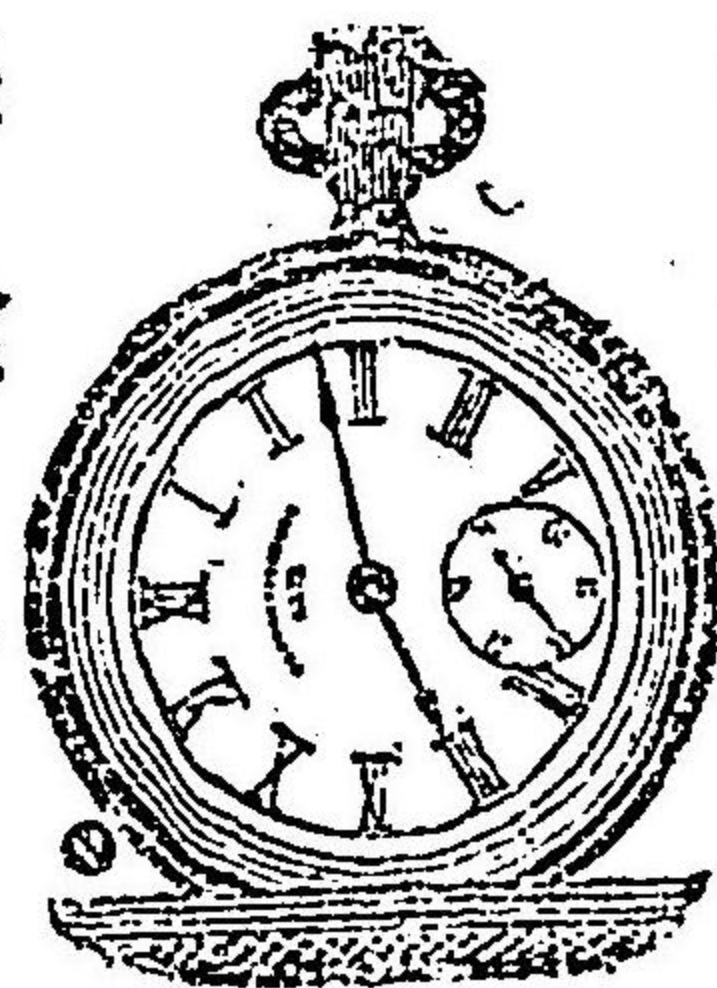
田村郡三春町博成堂内

日露戰爭紀念會

祝凱旋特別廉價大販賣

確實

保險



最新流行時計類澤山新荷着

金銀側懷中時計類
掛時計置時計各種
貴金屬附屬品各種
保險附時計修繕所

岩代國郡山大町停車場通角

佐藤時計商店

主 佐藤 菊次

大 勉 強



岩代郡山停車場北通北町入口

旅 館

旅にきぬ

御通行之節は御休泊相成度奉願上候也

吳服、太物、唐物、古着

- 軍事公債。
- 農工銀行株。
- 帝國五分利公債。
- 勸業債券。
- 國庫債券。
- 貯蓄債券。
- 其他諸公債。
- 諸會社銀行株券。

古金銀、潰金銀高價買入

福島縣三春町字大町

三 渡邊巳之三郎

電略「ワミ或ワタミ」

明治三十九年三月一日印刷
明治三十九年三月五日發行

定價金五十錢

版權
所有

編述者

福島縣田村郡三春町
日露戰爭紀念會

右代表者

全縣全郡七鄉村大字牧野七十番地
根本隆治

發行者

全縣全郡三春町字中町
佐藤藤吉

印刷所

東京市淺草區左衛門町一番地
今泉堂

印刷者

同所
田附平次郎

發行所

福島縣田村郡三春町字中町
博成堂

●荒物 ●小間物 ●びんつけ油 ●水
 ●油 ●石油 ●砂糖 ●蠟燭 ●紙 ●筆 ●

三春大町

煙草元賣捌人



橋元柳平商店

商號本家橋元

●墨 ●學校用品類 ●表裝品 ●薰物線
 ●香類 ●繪具 ●染草 ●有名賣藥藥種

◎ 大 卸 賣

勉 茶 商 磐 田 屋

岩代郡山町

◎ 强 小 賣

TAILOR BRAND UT FIER
特約店 入輪直物織毛國



高等出來品々有之候間御用仰付被下度候

精工の職工を使用し總て確實に調進可仕候

山郡代岩

店服洋達安